

北海道ヒグマ管理計画 令和3年度事業実施計画の取組状況(案)

(資料2)

◇:令和3年度の取組項目

項目	実施年度					R3補足	
	H29	H30	R1	R2	R3		
人身被害防止・人里への出没抑制・農業被害の軽減の方策	1 ◇道民に対する注意喚起	・パンフ等による普及啓発 ・出没情報の提供 ・ヒグマ注意特別期間の設定	・パンフ等による普及啓発 ・出没情報の提供 ・ヒグマ注意特別期間の設定	・パンフ等による普及啓発 ・出没情報の提供 ・ヒグマ注意特別期間の設定 ・HPの見直し	・パンフ等による普及啓発 ・出没情報の提供 ・ヒグマ注意特別期間の設定 ・HPの見直し(形式) ・ヒグマパネル展の開催(6月) ・書店ヒグマイベント(1月~2月)	・ヒグマ人身事故多発に係るチラシ、ポスター作成及び配布 ・パンフ等による普及啓発 ・ヒグマ注意特別期間の設定 ・HPの見直し(形式) ・ヒグマパネル展の開催(年度内各所) ・SNSによる情報発信	・一般の人を対象とした、ヒグマの事故に遭わないための基本的なルールを掲載したリーフレットを広く配布。 ・ヒグマ出没、人身事故多発に関連し、注意喚起用チラシ、ポスターを作成配布。 ・HPの見直し(市街地に出没した場合の注意喚起を掲載) ・新型コロナの影響によりシンポジウム実施からパネル展による啓発を中心に実施。 ・紀伊國屋書店札幌本店でパネル展示実施(1/29~2/3) ・Yahoo防災、ツイッター等を活用した注意喚起、情報発信を実施。
	2 ◇山林作業員に対する注意喚起	・出没状況を収集し、関係機関で情報共有	・出没状況を収集し、関係機関で情報共有 ・林業団体に定期配信している情報誌で冬期間の注意喚起を実施	・緊急性の高い出没状況を収集し、関係機関で情報共有 ・林業団体に定期配信している情報誌で冬期間の注意喚起を実施	・緊急性の高い出没状況を収集し、関係機関で情報共有 ・林業団体に定期配信している情報誌で冬期間の注意喚起を実施	・緊急性の高い出没状況を収集し、関係機関で情報共有 ・林業団体に定期配信している情報誌で冬期間の注意喚起を実施	・冬期間の注意喚起を実施。
	3 出没時の対応方針策定	・出没時及び人身事故発生時の対応方針を策定(H30.3.7)					・計画改定に併せて加筆修正等実施(予定)
	4 ◇人家近くにおける誘引物になる廃棄物等の適正管理の普及啓発	市町村、道が必要に応じて実施	市町村、道が必要に応じて実施	市町村、道が必要に応じて実施	市町村、道が必要に応じて実施	市町村、道が必要に応じて実施	・市町村による啓発。 ・道が開催するパネル展などの機会を活用し積極的に普及啓発。
	5 ◇堅果類結実調査結果による注意喚起	秋の実なり状況を調査し、広く注意喚起を実施	秋の実なり状況を調査し、広く注意喚起を実施	・秋の実なり状況を調査し、広く注意喚起を実施	・秋の実なり状況を調査し、広く注意喚起を実施	・秋の実なり状況を調査し、広く注意喚起を実施	・堅果類等の結実状況をモニタリングし、ヒグマの人里への出没が極端に増加するおそれの有無について評価し、一般道民や関係機関に情報提供。
	6 河畔林等の伐採等による移動経路の遮断	河川管理者、道、市町村等が必要に応じて実施	河川管理者、道、市町村等が必要に応じて実施	河川管理者、道、市町村等が必要に応じて実施	河川管理者、道、市町村等が必要に応じて実施	河川管理者、道、市町村等が必要に応じて実施	・札幌市、旭川市など各市町村等において、刈り払い等を実施。
	7 ◇人身事故発生時の対応方針策定及び対応方針に基づく取組	出没時及び人身事故発生時の対応方針を策定(H30.3.7)	人身事故3件発生し、方針に基づき対応(一部の現場で課題)	人身事故3件発生し、方針に基づき対応	人身事故2件発生し、方針に基づき対応	S37年以降、最多の人身事故8件(死亡4人、負傷8人)発生し、方針に基づき対応	・人身事故発生件数=厚岸町(2件)、富良野市(1件)、札幌市(1件)、福島町(1件)、滝上町(1件)、津別町(1件)、夕張市(1件)
	8 ◇農業被害の防止(電気柵の導入促進・農地周辺の刈払等の促進)	各市町村で実施	各市町村で実施	各市町村で実施	各市町村で実施	各市町村で実施	・出没多発している市町村からの相談、地域連絡会議等を通じて、効果的な手法として積極的な活用、設置等呼びかけた。
	9 ◇狩猟期間等の見直し	狩猟期間を延長した場合の課題の洗い出し	延長期間における捕獲頭数や捕獲手法の制限についての可否を検討	10月の令和元年度ヒグマ保護管理検討会において提案	「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲を活用した狩猟期間延長を含めたヒグマ出没抑制を目的とした春期施策等を提案	狩猟期間の延長をはじめ、今後の春期捕獲のあり方等について検討を進める方向で調整	・狩猟期間見直しも含めた春期施策検討の一環として、前年に引き続きR4.2~技術者育成捕獲の期間を1か月前倒して試行
	10 ◇問題個体数の動向把握	前年度の出没情報を取りまとめ、環境科学センターに提出し、問題個体数等を把握	前年度の出没情報を取りまとめ、環境科学センターに提出し、問題個体数等を把握	前年度の出没情報を取りまとめ中	前年度の出没情報を取りまとめ中	・道総研により2017年までの情報を取りまとめ完了	・鳥獣被害調査3号様式により、出没情報及び被害発生状況の情報収集 ・3号様式の報告方法をインターネット経由に変更して実施 ・2018年以降の情報取りまとめについては道総研で実施中 ・今後、問題個体数の指標としての取扱いについて検討を進める
地域個体群存続の方策	11 ◇個体数指数の動向調査	・ヒグマ捕獲票による捕獲情報収集 ・広域痕跡調査の実施	・ヒグマ捕獲票による捕獲情報収集 ・広域痕跡調査の実施(現在取りまとめ中)	・ヒグマ捕獲票による捕獲情報収集 ・広域痕跡調査の見直し ・個体数把握事前調査	・ヒグマ捕獲票による捕獲情報収集 ・広域痕跡調査の実施(現在取りまとめ中) ・個体数把握調査実施(1月末完了)	・ヒグマ捕獲票による捕獲情報収集 ・関係機関による広域痕跡調査の実施、道による情報取りまとめ ・道総研による解析 ・R2生息数把握(中央値:11,700等)	・R3の広域痕跡調査は、国有林、道有林、大学演習林で実施。今後、調査地の状況を確認しながら各種見直し等も検討 ・R2と同じく、R3もオホーツク管内(西興部村、興部町、雄武町)でヘアトラップ等調査を実施、道総研で生息密度等を推計中
	12 ◇捕獲個体試料の分析	捕獲個体の情報を収集し、捕獲の実態を把握するとともに、ヒグマの行動様式の把握などに供した。	捕獲個体の情報を収集し、捕獲の実態を把握するとともに、ヒグマの行動様式の把握などに供した。	捕獲個体の情報を収集し、捕獲の実態を把握するとともに、ヒグマの行動様式の把握などに供した。	捕獲個体の情報を収集し、捕獲の実態を把握するとともに、ヒグマの行動様式の把握などに供した。	捕獲個体の情報を収集し、捕獲の実態を把握するとともに、ヒグマの行動様式の把握などに供した。	・道東(標茶町、厚岸町)でR1から継続する家畜被害について、被害現場で採取された毛等を採取し、道総研によるDNA分析実施(加害個体特定目的)。
	13 ◇生息環境調査	堅果類結実調査の実施	堅果類結実調査の実施	堅果類結実調査を実施(新たに北海道森林管理局及び北海道森林室にも調査を依頼)	堅果類結実調査を実施	堅果類結実調査を実施	・堅果類等の結実状況をモニタリングし、ヒグマの人里への出没が極端に増加するおそれの有無について評価した。
	14 ◇総捕獲数管理	ヒグマ保護管理検討会での意見を踏まえ、各地域で通常措置を実施	ヒグマ保護管理検討会での意見を踏まえ、各地域で通常措置を実施	ヒグマ保護管理検討会での意見を踏まえ、各地域で通常措置を実施	ヒグマ保護管理検討会での意見を踏まえ、各地域で通常措置を実施	ヒグマ保護管理検討会での意見を踏まえ、各地域で通常措置を実施	・R4についても構成員から意見をいただき、それに基づき振興局に管理措置を通知予定。

北海道ヒグマ管理計画 令和3年度事業実施計画の取組状況(案)

(資料2)

◇:令和3年度の取組項目

項目	実施年度					R3補足
	H29	H30	R1	R2	R3	
15 ◇地域協議会(振興局単位)の開催	各振興局で開催	各振興局で開催	各振興局で開催	各振興局で開催	各振興局で開催	・振興局単位で設置したヒグマ対策連絡協議会で、ヒグマ対策の推進のための情報の共有と、連携強化を推進(コロナの影響で一部書面開催含む)。
16 ◇地域における被害防除体制の検討	石狩・胆振振興局管内でのモデル協議会の設置に向けた意見交換会を開催	上川振興局管内にヒグマ広域連携連絡会議の設置	・野幌森林公園ヒグマ対策連携会議の開催 ・釧路振興局管内エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会 ヒグマ被害部会の開催(標茶町の家畜被害)	・出没や農業被害等発生時においては、状況に応じて専門家、振興局職員等を派遣するなどにより、効果的な防除手法等について説明	・出没や農業被害等発生時においては、状況に応じて専門家、振興局職員等を派遣するなどにより、効果的な防除手法等について説明	・専門家を交えて役場職員等と出没現場における実態把握等を実施。 ・専門家による危機管理体制に必要な出没対策等の説明。 ・道東(標茶町、厚岸町)でR1から継続する家畜被害について、R3は厚岸町に被害拡大し広域化したことから、道による専門家チームの構築及び捕獲に向けた取組を推進。
17 ◇北海道ヒグマ保護管理検討会	H29.1.24 開催	H30.3.14 開催	R1.10.23 開催 R2.3.23 新型コロナウイルスの影響で中止(別途書面開催)	R2.10.20 開催 R3.2.18 新型コロナウイルスの影響で中止(別途構成員打合せ)	・第1回 R3.8.20開催 ・第2回 R3.10.19開催 ・第3回 R4.3.7開催(予定)	・ヒグマの生息状況や道の施策について、専門的かつ科学的な評価及び検討を行う。 ・R3は北海道ヒグマ管理計画(第2期)策定に係る意見聴取等が中心。
18 ◇ヒグマ対策技術者育成のための捕獲の実施	・27市町村に許可 ・実人員295名 (うち若手ハンター148名) ・捕獲頭数5頭(雄3 雌2)	・25市町村に許可 ・実人員287名 (うち若手ハンター161名) ・捕獲頭数8頭(雄7 雌1)	・23市町村に許可 ・実人員202名 (うち若手ハンター117名) ・捕獲頭数7頭(雄6 雌1)	・実施期間:R2.3.14~4.29 ・27市町村に許可 ・実人員209名 (うち若手ハンター127名) ・捕獲頭数8頭(雄5 雌3)	・実施期間:R3.2.27~5.9 ・27市町村等に許可 ・実人員222名 (うち若手ハンター130名) ・捕獲頭数10頭(雄7頭 雌3頭)	・捕獲技術熟練者と初心者が一緒に捕獲活動を行うことで、ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図った。 ・R4実施期間についても、R3と同様に2月から開始としている。実施期間終了後(R4.6以降)に、育成捕獲実施市町村、従事者等にアンケートを実施し、今後の施策の参考とする予定。
19 ◇狩猟者の確保	出前教室の実施 (9回開催 参加者247名)	出前教室の実施 (6回開催 参加者77名)	出前教室の実施 (4回開催 参加者41名)	出前教室の実施 (3回開催 参加者22名)	出前教室の実施 (1回開催 参加者19名) ※速報値につき最終値確認中	・狩猟免許を取得促進を図る出前教室の開催を通じ、地域の捕獲の担い手確保を促進。 ・コロナも影響し、開催回数が減少傾向にある。
20 ◇保護管理を担う人材の育成	道環境部局新任基礎研修会の開催	道環境部局新任基礎研修会の開催	・道環境部局新任基礎研修会の開催 ・ヒグマ保護管理人材育成研修会の開催(全道6か所、参加者88名)	・(総合)振興局自然環境係担当者を対象とした「ヘア・トラップ研修会」を開催	・市町村、振興局職員等を対象としたヒグマ保護管理対策人材育成研修会を4回実施(十勝、日高、空知、後志管内) ・振興局職員、ヒグマ支援班委嘱者を対象としたヒグマコーディネーター研修会開催(R4.2.1~2日)	・R4以降についても、振興局職員の知識、経験を高めることを目的に、ヒグマコーディネーター研修の継続実施に加え、地域対応力強化に向けた各種研修会を計画。
21 ◇各年度事業実施計画の作成	作成済み	作成済み	作成済み	作成済み	作成済み	・令和4年度事業実施計画は(資料〇-〇)のとおり
22 狩猟資源の有効活用	要検討	要検討	要検討	要検討	要検討	・次期管理計画期間中に、熊胆等の活用のあり方等について検討会において専門家の意見等をヒアリング。
23 ◇市街地周辺ヒグマ出没対策検証事業			・音や光などの忌避装置による追払手法の検討 ・センサ・カメラによるヒグマの判別 ・ドローンによるヒグマ発見方法の検証	・迅速な発見方法及び効果的な忌避効果の検討 ・ICTを活用した有効なヒグマ発見方法・技術を検討	・2年間の結果を踏まえ、AIによる判別を行い、迅速な被害未然防止対策に動ける発見方法を検討するとともに、ドローンなどICTを活用し、市街地に近づけない追払方法を検討する。 ・ICTを活用した有効なヒグマ発見方法・技術 ・効果的なヒグマの追払方法・技術	・R1~R3の3か年で実施。 ・R3事業において、ドローンによる熱赤外線カメラと可視カメラによるヒグマ野生個体発見に成功。
24 計画の点検・見直し	-	-	-	・R2までの実施状況について総括 ・総括(案)をもとに現計画の論点抽出等を実施 ・北海道ヒグマ管理計画(第2期)の改定について検討開始	・北海道ヒグマ管理計画(第2期)改定作業実施(R3.4.1~R4.3.31)	・北海道ヒグマ管理計画(第2期)運用(R4.4.1~R9.3.31)

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

令和4年2月時点

1 目標の達成状況 ◆総合評価について→(A 評価:達成、B 評価:概ね達成、C 評価:未達成、D 評価:未着手、N:評価できず)

目標	評価指標	総合評価
①人身被害の発生を可能な限り抑制する。	①人身被害抑制指標 人身被害発生件数を指標とするが、件数のみではなく、発生時の状況や原因（有害性の高い問題個体（段階3）によるもの、入林時の注意事項を守らない行動による偶発的なものなど）、発生場所（市街地やその周辺、山野など）に基づく評価も行う。	【C 評価】:未達成 ○人身被害 21 件発生 (死亡6人/負傷 19 人) ※H29～R4.2現在 ○春・秋の注意期間設定、ヒグマパネル展などを展開することで人身事故防止に向けた普及啓発に取り組んできたところ、R3 度は過去最多の人身事故が発生したことから未達成と判断。
②人里への出没及び農業被害の発生を現状より減少させる。	②人里への出没、農業被害減少指標 問題個体の出現頻度は、あつれき(特に農業被害及び人里への出没)の程度の指標となることから、出没情報に基づき問題個体を推定する。また、被害件数や被害金額など農業被害発生状況などについても活用する。	【C 評価】:未達成 ○出没(問題個体数 3,342 頭※) ※計画期間中の問題個体数については研究機関で解析中であり、問題個体として判断された上で捕獲されたものとして許可捕獲数(H29-R2)で判断 ○家畜被害 39 頭(H29-R2 合計) ※R3 道東地区で家畜被害数 24 頭(暫定) ○農業被害 898 百万円(H29-R2 合計) ○電気柵の導入や問題個体を選択的に捕獲することを進めてきたが、許可捕獲頭数が増加傾向にあるとともに、農業被害額も2億円前後で高止まりとなっていることから未達成と判断。
③各地域個体群の個体数指数を、予防水準(絶滅のおそれが高まることを予防する水準(400頭)以下には下げない。 ※ただし、(積丹・恵庭、天塩・増毛地域については、毎年の捕獲状況を留意し、許容下限水準(200頭)以下に下げない。	③地域個体群の存続指標 地域個体群の絶滅を回避するため総捕獲数管理を導入し、管理指標として計画期間中の総捕獲数と痕跡調査による発見頻度を用いて、絶滅確率を評価する。	【B 評価】:概ね達成 ○R2 に実施した生息数推定結果から、各地域個体群における現行水準は予防水準を大きく上回っており、絶滅可能性は低いものと推定。

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料 3）

◆評価について→（A:達成、B:概ね達成、C:未達成、D:未着手、N:評価できず）

◆対応について→（継続:引き続き実施、一部:引き続き実施するが、一部変更、一部見直しが必要、見直し→見直しが必要）

2 方策等の実施状況と評価・課題

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
第1章 計画の策定にあたって		
1 計画策定の目的及び背景		
(1)目的 人間とヒグマとのあつれきを低減するため、ヒグマとの緊張感のある共存関係を構築し、科学的かつ計画的な保護管理により、「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を図る。		
(2)背景		
①人とヒグマの歴史 国内では北海道のみに生息する日本最大の陸棲哺乳類であるヒグマは、北海道の豊かな自然を代表する野生動物(象徴種)として道民共有の財産であり、生態系においては、植物および動物(シカやサケ・マスなど)を捕食する消費者として食物連鎖の上位に位置し、生存するために広い生息地を必要とするアンブレラ種ともされる。 北海道の先住民であるアイヌにとって、ヒグマはキムンカムイ(山の神)として畏敬と畏怖の対象であり、また、資源としても利用する特別な存在であった。 開拓時代以降は、人や家畜、農作物に被害を与える害獣及び潜在的な被害への恐怖の対象として積極的に捕獲される一方、狩猟獣資源としても有効に活用されてきた。 昭和37年に発生した十勝岳大噴火による降灰の影響等によりヒグマによる人身・家畜及び農作物に甚大な被害が生じたため、昭和38年から「ヒグマ捕獲奨励事業」を開始するとともに、昭和41年からは、ヒグマの駆除を積極的に進めるため、捕獲の容易な残雪期の駆除事業「春グマ駆除」を開始した。その結果、昭和50年代以降、人身・家畜等の被害の減少と共に捕獲数も減少した。また、道内人口が増えるにつれて低標高域の森林は耕地や宅地となり、生息域が分断、縮小されるなど生息環境が悪化したこともあり、地域によっては個体数の顕著な減少が懸念されたことから、平成元年度をもって春グマ駆除は廃止された。		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>現在、環境省のレッドリストに「石狩西部のエゾヒグマ」(本章4(2)の「②積丹・恵庭地域」に該当)及び「天塩・増毛地方のエゾヒグマ」(本章4(2)の「③天塩・増毛地域」に該当)が、絶滅のおそれのある地域個体群(LP)として選定されている。</p> <p>春グマ駆除廃止以降、北海道では保護に重心を置いた施策を実施してきたが、近年は捕獲圧を緩めたことが原因と考えられる、人への警戒心が希薄で、人を恐れないヒグマの出現も見られる。</p>		
<p>②渡島半島地域ヒグマ保護管理計画(任意計画)</p> <p>道は、北海道の生物多様性の観点から、ヒグマを生態系の構成要素として重要な存在であり、将来にわたりその健全な地域個体群の存続を図る必要があるものと位置付けている。そして、特にヒグマの生息域と人の活動域が近接し、人とヒグマとのあつれき発生頻度の高い渡島半島地域において、あつれきを軽減するとともに、地域住民の安全とヒグマの地域個体群の存続を両立するため、平成12年度に「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」を策定した。さらに、計画期間中の成果に基づき必要な改訂を加えた「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画(第2期)」を平成22年度に策定し、渡島半島地域のヒグマ地域個体群の保護管理に取り組んできた。</p>		
<p>③北海道ヒグマ保護管理計画(任意計画)</p> <p>渡島半島地域では保護管理計画に基づく取組により一定の成果が認められた一方、渡島半島地域以外の地域においても、人とヒグマとのあつれきは深刻な問題となってきた。北海道全体の農業被害額は、平成9年度に初めて1億円を超えた後も増加を続け、平成22年度には1億9,000万円に達した。また、捕獲数も増加を続け、平成10年度は299頭であったが、平成23年度には記録が残る昭和30年度以降では2番目に多い826頭にまで達した。</p> <p>さらに、近年になって、それまでは稀であった市街地への出没が多発するなど、あつれきの質の変化もみられるようになってきた。このような人とヒグマとのあつれきの広域化及び深刻化を受け、渡島半島地域だけでなく、全道で計画的なヒグマの保護管理を行う必要性が高まってきたことから、平成25年度に渡島半島地域を含む全道域を対象とした「北海道ヒグマ保護管理計画」(任意計画)を策定し、人とヒグマとのあつれきの低減を図りながら地域個体群の存続のため取り組みを行ってきた。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>④北海道ヒグマ管理計画の策定</p> <p>道では、これまでの調査やモニタリングで科学的データが蓄積されたことから、平成 27 年 12 月これらのデータを用いた計算機実験（コンピュータシミュレーション（以下同じ））を行い、ヒグマの生息数を推定し公表した（参照 P22 資料 2）。これにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 7 条の 2 第 2 項に基づく、第二種特定鳥獣管理計画の策定事項である生息数の適正な水準に関する事項を定めることができるようになった。また、任意計画である北海道ヒグマ保護管理計画は平成 29 年 3 月までを計画期間としていることから、新たに鳥獣保護管理法に基づく、ヒグマの管理に関する計画として定めるものである。</p>		
<p>(3)ヒグマの生態</p> <p>ヒグマは食肉目クマ科の一種で、北半球のツンドラ、森林地帯から砂漠にいたる広い範囲に分布しており、日本ではその亜種エゾヒグマが北海道のみに分布する。北海道のヒグマの主要生息地は、低山の落葉広葉樹林や針広混交林であり、餌資源となる果実や種子を生産する落葉広葉樹や高茎草本の存在が生息地にとって重要と考えられている。</p> <p>3 月下旬から 4 月下旬頃にかけて冬眠から覚め、活動を始める。妊娠したメスは、冬眠中に 1 頭から 3 頭の子を出産する。子は出生後に母親と行動をともにしたあと、生まれた次の年の夏頃に親と離れることが多い。交尾期である 4 月下旬から 7 月上旬にかけて、オスの成獣は発情したメスを探して広い範囲を行動する。秋になると、次の冬眠にそなえて体脂肪を蓄積するために大量の食物を摂取する。そして、11 月下旬から 12 月中旬にかけて再び冬眠に入る。</p> <p>行動圏サイズは地域や個体による差が大きく、また、餌資源の豊凶の影響も受けるが、オスで数十 km²～500km²、メスで数 km²～数十 km² と、オスの方が広い範囲を行動する。雌雄ともに行動圏は他の個体と重複し、縄張りはみられない。</p> <p>食性は植物質を中心とする雑食性であり、春から夏にかけては草本類を、秋には果実類（ドングリやヤマブドウなど）を主に食べる。晩夏は採食に適した草本類が減少する一方で、果実類が熟すにはまだ早い時期であるため、それらに代わる天然の餌資源がない場合、ちょうどこの時期に成熟している農作物をヒグマが採食し、あつれきを引き起こす。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料 3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
すという現象が生じていると考えられている。近年においては、特に道央から道東地域において、増加したエゾシカの捕獲個体の不要部位や幼獣を利用する個体が存在し、冬期間に狩猟で捕獲されたエゾシカを横取りする個体も目撃されている。		
2 管理すべき鳥獣の種類 本計画の対象鳥獣は、北海道に生息する野生のヒグマ (<i>Ursus arctos</i>) とする。		
3 計画の期間 本計画の期間は、第 12 次鳥獣保護管理事業計画との整合を図り、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。		
4 管理が行われるべき区域		
(1) 対象地域 本計画の対象地域は、離島を除く北海道全域とし、対象地域には国指定の鳥獣保護区を含むものとする。		
(2) 地域区分 現在のヒグマの分布には 市街地などの空白域が存在しており、その空白域によってヒグマの個体群を次の 5 つの地域個体群に区分して保護管理を実施する。 なお、道内のヒグマの遺伝的変異に関しては、遺伝子レベル(ミトコンドリア DNA)の分析により、3 つの遺伝的クラスターに分けられることが示されていることから、計画期間中に各地域個体群間の連続性にも配慮しながら遺伝集団を基準とした地域区分に関する検討も進めることとする。	計画期間中、空白域によって 5 地域個体群に区分し保護管理を実施。	【評価・課題】 ○(評価:B)地域区分による個体群管理を実施。 遺伝集団を基準とした地域区分実施に当たっては情報不足。今後、地域区分管理を行いつつ、「北海道ヒグマ保護管理検討会」での議論を継続、情報収集等に努める。 (対応:継続)
5 計画の位置づけ 本計画は、鳥獣保護管理法第 7 条の 2 第 1 項に基づく第二種特定鳥獣管理計画とする。		
6 現状		
(1) 全道域の現状		
① 生息状況 ヒグマは、「行動範囲が広い」、「子連れの母グマを除き基本的に単独で行動する」、		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料 3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>「人目を避ける」などの生物学的特性をもち、また、エゾシカなどと比較して生息密度が低いことから観察が容易ではなく、正確な生息数やその動向を把握することが難しい野生動物である。</p> <p>その様な状況の下で、狩猟者を対象とする 2 回のアンケート調査結果に基づく全道の推定生息数は、平成 12 年度が約 1,800～3,600 頭、平成 24 年度が約 2,200～6,500 頭となり、狩猟者の印象からは、近年、ヒグマの個体数は増加している可能性が示唆された。</p> <p>また、昭和 53 年以降、これまでに 4 回実施した分布調査の結果、昭和 53 年頃から平成初期にかけてヒグマの生息域は縮小傾向が続いたが、その後は歯止めがかかり、横ばいかわずかながら拡大の傾向を示していることが推測された。</p> <p>平成 27 年 12 月、これまでのモニタリングや調査で蓄積された科学的データ(雌雄別捕獲数、出産数及び出産間隔、生存率、生息密度、痕跡発見率など)を用いた計算機実験に基づき、5 つの地域個体群を地域単位(日高・夕張はさらに細区分)とした、平成 2 年度から平成 24 年度までの 23 年間の毎年の生息数を推定した。</p> <p>その結果、平成 2 年度が 5,800 頭±2,300 頭、平成 24 年度が 10,600 頭±6,700 頭と推定され、平成 2 年度以降、全道のヒグマ生息数は概ね継続して増加傾向にあった可能性が高く、平成 24 年度までの 23 年間に平均値で約 1.8 倍に増加したと考えられる。なお、この結果から過去に実施した主観的な印象に基づく推定は、過小評価であったことが確認された。</p>		
<p>②人身被害</p> <p>被害者の活動別データの残る昭和 37 年から平成 28 年 3 月末までの間に 136 人(1 年当たり 2.5 人)がヒグマによる人身被害を受けており、うち 51 人(1 年当たり 0.94 人)が死亡している。被害者の活動別にみると、最も多いのがヒグマの狩猟や許可捕獲の際に逆襲に遭ったもので、全体の 41%(56 人)を占めている。狩猟者以外の一般人の被害で最も多いのは、山菜採りやキノコ狩りの際に発生したもので、全体の 24%(33 人)を占める。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料 3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>③農業被害</p> <p>農業被害額は昭和 40 年代後半から現在にかけて増加傾向が続いており、昭和 50 年代後半に 5,000 万円、平成 9 年度には 1 億円を超え、平成 22 年度には 1 億 9,000 万円に達した。</p> <p>平成 26 年度の被害額 1 億 2,800 万円について作物別にみると、最も被害額が多いのはデントコーン(60%)であり、3 番目に多いスイートコーン(6%)と合わせるとコーン類が全体の 3 分の 2 を占める。2 番目に多いのはビート(17%)であり、4 番目は小麦(4%)であった。</p>		
<p>④捕獲数</p> <p>年間捕獲数は、昭和 30 年代に大きく変動した後、昭和 40 年代の約 500～600 頭、昭和 50～60 年代の約 400～500 頭、そして平成の初期の約 200～300 頭へと段階的に減少した。しかし、それ以降は増加傾向が続いており、近年は 600 頭前後で推移し、平成 23 年度には 800 頭を超え過去 2 番目に多くなった。</p> <p>捕獲数に占める許可捕獲の割合は、昭和 30 年代の約 50%から増加し、昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代初期には 70%を超えピークとなったが、その後、平成初期の約 40%にまで一度低下した。しかし、その後は上昇を続け、近年は約 90%が 許可捕獲となっている。</p> <p>なお、平成 2 年度以降の捕獲数の増加は、特に初夏及び晩夏の許可捕獲の増加を反映した結果であり、この現象の背景には、個体数の増加のほかに、農作物を食害することを学習した個体の増加があると考えられている。</p> <p>平成 13 年度から 26 年度までの捕獲に係る比率は、区分別では許可捕獲が 83%に対して狩猟が 17%、雌雄別ではオスが 66%に対してメスが 34%、許可捕獲のうち猟法別ではわなが 53%に対して銃が 47%となっている。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料 3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>(2)各地域の状況 各地域における推定生息数、被害状況、捕獲数の概況は次のとおりである。</p>		
<p>① 渡島半島地域</p>		
<p>ア 生息数 渡島半島地域では、全道に先行して捕獲個体の試料から得られた年齢構成データやヘア・トラップ調査により得られたメスの生息密度推定値などのデータが蓄積されていたことから、平成 20 年時点の生息数は 800±400 頭と計算機実験により推定された。 また、平成 27 年 12 月に公表した全道対象とした計算機実験による推定生息数では平成 2 年度時点で 1,100±200 頭、平成 24 年時点で 1,400±600 頭と推定された。 一方、狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 280～540 頭、平成 24 年度は約 380～890 頭であった。</p>		
<p>イ 被害 昭和 37 年以降人身被害は 29 件発生し、31 人が死傷(内死亡 13 人)している。 農業被害額は、平成 13 年度を除き 1,500 万円以下で、平成 15 年度以降は緩やかな減少傾向にあり、平成 19 年度以降は約 500～800 万円で推移している。</p>		
<p>ウ 捕獲数 平成 13 年度以降の年間捕獲数は 72～187 頭と年による差が大きいが、突出して多かった平成 17 年度を除くと、平成 20 年度までは 100 頭前後で推移し、その後やや増加した。 平成 13 年度から 26 年度までの捕獲に係る比率は、区分別は許可捕獲が 91%(全道 83%)、許可捕獲の猟法別はわなが 60%(全道 53%)と全道平均より高いが、雌雄別はオスが 66%(全道 66%)と全道平均と同様である。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
② 積丹・恵庭地域		
<p>ア 生息数</p> <p>平成 27 年 12 月に公表した全道対象とした計算機実験による推定生息数では平成 2 年度時点で 300±200 頭、平成 24 年時点で 800±600 頭と推定された。</p> <p>一方、狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 80～190 頭、平成 24 年度は約 120～320 頭であった。</p> <p>なお、本地域個体群は、環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」に選定されている。</p>		
<p>イ 被害</p> <p>昭和 37 年以降人身被害は 7 件発生し、11 人が死傷(内死亡 5 人)している。</p> <p>農業被害額は 200 万円程度の年が多いが、数年おきに高い年が出現しており、平成 17 年度には 1,000 万円近くに達した。</p>		
<p>ウ 捕獲数</p> <p>ほぼ毎年 10 頭未満で推移しているが、平成 23 年度には例外的に 20 頭を超えた。</p> <p>平成 13 年度から 26 年度までの捕獲に係る比率は、雌雄別はオスが 79% (全道 66%) と全道平均より高いが、区分別は許可捕獲が 81% (全道 83%)、許可捕獲の猟法別はわなが 57% (全道 53%) とほぼ全道平均と同様である。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
③ 天塩・増毛地域		
<p>ア 生息数</p> <p>平成 27 年 12 月に公表した全道対象とした計算機実験による推定生息数では平成 2 年度時点で 300±200 頭、平成 24 年時点で 1,000±700 頭と推定された。</p> <p>一方、狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 70～140 頭、平成 24 年度は約 130～325 頭であった。</p> <p>なお、本地域個体群は、環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」に選定されている。</p>		
<p>イ 被害</p> <p>昭和 37 年以降人身被害は 6 件発生し、6 人が死傷(内死亡 0 人)している。</p> <p>農業被害額は概ね 100 万円以下であり、被害がない年もみられた。</p>		
<p>ウ 捕獲数</p> <p>平成 18 年以降、10 頭前後という低い水準にあるが、増加傾向がみられる。</p> <p>平成 13 年度から 26 年度までの捕獲に係る比率は、区分別は許可捕獲が 90% (全道 83%)、雌雄別はオスが 79% (全道 66%) と全道平均より高いが、許可捕獲の猟法別はわなが 51% (全道 53%) とほぼ全道平均と同様である。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料 3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
④ 道東・宗谷地域		
<p>ア 生息数</p> <p>平成 27 年 12 月に公表した全道対象とした計算機実験による推定生息数では平成 2 年度時点で 2,300±1,000 頭、平成 24 年時点で 4,200±2,800 頭と推定された。</p> <p>このうち、知床半島地域の 3 町(斜里町、羅臼町、標津町)の推定生息数は、平成 2 年度時点で 290±150 頭、平成 24 年時点で 500±400 頭と推定された。</p> <p>一方、狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 880～1,920 頭、平成 24 年度は約 1,150～3,390 頭であり、いずれも 5 地域の中で最も多かった。</p>		
<p>イ 被害</p> <p>昭和 37 年以降人身被害は 57 件発生し、60 人が死傷(内死亡 22 人)した。</p> <p>農業被害額は平成 16 年度までは 6,000 万円前後で推移したが、平成 17 年度以降は 8,000 万円～1 億 3,000 万円に推移している。</p>		
<p>ウ 捕獲数</p> <p>捕獲数はほぼ一貫して増加傾向にあり、近年は 300 頭を超える年もあった。</p> <p>平成 13 年度から 26 年度までの捕獲に係る比率は、区分別は許可捕獲が 83%(全道 83%)、雌雄別はオスが 66%(全道 66%)と全道平均と同様であるが、許可捕獲の猟法別は銃が 55%(全道 47%)と全道平均より高い。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
⑤ 日高・夕張地域		
<p>ア 生息数</p> <p>平成 27 年 12 月に公表した全道対象とした計算機実験による推定生息数では平成 2 年度時点で 1,800±700 頭、平成 24 年時点で 3,300±1,900 頭と推定された。</p> <p>一方、狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 450～840 頭、平成 24 年度は約 460～1,530 頭であった。</p>		
<p>イ 被害</p> <p>昭和 37 年以降人身被害は 24 件発生し、28 人が死傷(内死亡 11 人)している。</p> <p>農業被害額は概ね年間 4,000 万円程度で推移しているが、数年間隔で 6,000 万円を超える年がある。</p>		
<p>ウ 捕獲数</p> <p>概ね 100～150 頭/年で推移してきたが、平成 23 年度以降は 2 年連続で 200 頭を超えるなど、増加の兆しがみられる。</p> <p>平成 13 年度から 26 年度までの捕獲に係る比率は、区分別は許可捕獲が 78% (全道 83%) と全道平均より低く、雌雄別はオスが 65% (全道 66%) と全道平均と同様であり、許可捕獲の猟法別はわなが 58% (全道 53%) と全道平均より若干高い。</p>		
第 2 章 管理の推進		
<p>1 管理の目標</p> <p>本計画の目的「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を達成するため、計画の目標及びその達成状況の評価のための指標を、次のとおり設定する。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応																																																	
<p>(1)目標</p> <p>① 人間行動の適正化や問題個体の発生抑制と捕獲により、人身被害の発生を可能な限り抑制するとともに、人里への出没及び農業被害の発生を現状より減少させる。</p> <p>※「問題個体」とは 人を恐れず、人家付近などに頻繁に出没する個体や農作物に被害を与えるなど人間活動に実害を及ぼす個体、人に積極的につきまとう個体(P11 表2 出没した個体の有害性の段階と対応方針の概要 段階1～3)</p>	<p>・人間行動の適正化や問題個体の発生抑制等を目的として、啓発用パンフレット配布、ヒグマパネル展等を実施。</p> <p>・問題個体の発生抑制のため、電気柵の適切な設置や維持管理の方法など、被害防止対策についての普及啓発実施や国の交付金活用などを助言。</p> <p>・問題個体捕獲対応に向けて、市町村や農協等に対して、鳥獣保護管理法に基づく速やかな捕獲許可対応を実施するとともに、昨今のヒグマ出没状況を勘察し、万一の出没に備えるためにも年度当初に振興局を通じて各市町村等に早期の捕獲許可申請を注意喚起。</p>	<p>・人身被害の発生件数(計画期間中)(人)</p> <table border="1" data-bbox="1668 327 2094 609"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>死亡</th> <th>負傷</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R3※</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R4.2.現在の速報値</p> <p>・R3はS37以降最多となる人身被害者数を記録。</p> <p>・家畜、農業被害(計画期間中)</p> <table border="1" data-bbox="1668 726 2094 1045"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>家畜被害 (頭)</th> <th>農業被害 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>0</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>28</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>7</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39</td> <td>898</td> </tr> </tbody> </table> <p>・H24～H28(5年)の家畜被害(7頭)、農業被害(691百万円)と比較するとR2時点(4年)で家畜被害は32頭増、農業被害で207百万円増加。</p> <p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:C)人身被害はR3に12件発生するなど過去最多(S37以降)を更新したことから、可能な限り人身被害を抑制するという目標は未達成となった。今後、人身被害ゼロの実現を目指して対策</p>	年度	死亡	負傷	合計	H29	1	3	4	H30	0	2	2	R1	0	3	3	R2	1	2	3	R3※	4	8	12	合計	6	18	24	年度	家畜被害 (頭)	農業被害 (百万円)	H29	0	198	H30	4	228	R1	28	223	R2	7	249	R3	-	-	合計	39	898
年度	死亡	負傷	合計																																																
H29	1	3	4																																																
H30	0	2	2																																																
R1	0	3	3																																																
R2	1	2	3																																																
R3※	4	8	12																																																
合計	6	18	24																																																
年度	家畜被害 (頭)	農業被害 (百万円)																																																	
H29	0	198																																																	
H30	4	228																																																	
R1	28	223																																																	
R2	7	249																																																	
R3	-	-																																																	
合計	39	898																																																	

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料 3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
		<p>の見直しを行う。 （対応：見直し）</p> <p>○（評価：C）農業被害は徐々に増加した後、計画期間中は 2 億円台を維持、R2 には被害額が 249 百万円となり過去最高となったことから、目標は未達成として、更なる対策の検討を行う。なお、釧路管内では令和元年度以降継続的に放牧中の牛の被害が発生しており、今後の経過に留意が必要である。 （対応：見直し）</p> <p>○（評価：N）全道的な人里への出没状況については、全道的な出没件数及び問題個体の発生数の傾向を把握できないことから評価はできないが、各市町村から寄せられる出没情報、被害増加、専門家の意見等を勘案して考えると出没が増加している可能性は高い。今後、出没に関する客観的評価指標の構築に向けた検討が必要である。 （対応：見直し）</p>
<p>② 各地域個体群の個体数指数を、予防水準（絶滅のおそれが高まることを予防する水準（400 頭）＝後述 P12）以下には下げない。ただし、積丹・恵庭地域及び天塩・増毛地域については、予測の不確実性が高く、個体群の維持に支障のない状態から絶滅のおそれがある状態である可能性も考えられることから、毎年の捕獲状況を留意し、許容下限水準（遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数（200 頭）＝後述 P12）以下に下げないこととする。</p>	<p>・地域個体群ごとに平成 26 年現在の推定生息数を基準（個体数指数 100(=a)）とし、</p> <p>○ 予防水準：絶滅のおそれが高まることを予防する水準（400 頭）</p> <p>○ 許容下限水準：遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数（200 頭）</p> <p>上記 2 種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて、3段階の管理措置のいずれかを講ずることとしている。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○（評価：A）積丹・恵庭地域が計画期間のメス捕獲上限頭数 20 頭を上回る 37 頭が捕獲され、天塩・増毛地域では上限頭数 20 頭に対し、30 頭が捕獲された。両地域とも専門家の指摘などからも予防水準を下回る恐れが認められないことから自粛要請（狩猟抑制の要請）には至らず。 （対応：継続）</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
	<p>管理措置として、通常措置、個体数回復措置、緊急保護措置の3段階に分けているところ、計画期間中は、全て「通常措置」による管理を実施。</p>	
(2) 評価指標		
<p>① 人身被害抑制指標 人身被害発生件数を指標とするが、件数のみではなく、発生時の状況や原因（有害性の高い問題個体（段階3）によるもの、入林時の注意事項を守らない行動による偶発的なものなど）、発生の場所（市街地やその周辺、山野など）に基づく評価も行う。</p>	<p>・「ヒグマ人身事故発生時の対応方針（平成30年3月7日施行）」に基づき対応。 H29: 3件、現地調査及び聞き取りを実施 H30: 3件、現地調査及び聞き取りを実施 R1: 3件、2件は聞き取りのみ、知床財団・道総研で調査実施 R2: 3件、現地調査及び聞き取り調査実施 R3: 8件、現地調査及び聞き取り調査実施</p>	<p>【評価・課題】 ○（評価：B）人身被害発生件数の把握ととりまとめに加え、左記のとおり専門家による現地調査や被害者への聞き取り調査をもとに、発生状況のとりまとめ、類似人身事故防止の観点から公開。引き続き専門家等による現地調査や聞き取り調査を継続するが、事故の発生原因としては、問題個体によるもの（ヒグマ側に原因）と非問題個体によるもの（人の装備や対応が原因）があり、前者が多く発生していれば問題個体の発生頻度を抑える対策が必要である一方、後者が多い場合は普及を促進する必要があることを十分に意識し、引き続き発生件数を指標としつつ、発生原因について詳細な検証を継続する （対応：一部）</p>
<p>② 人里への出没、農業被害減少指標 問題個体の出現頻度は、あつれき（特に農業被害及び人里への出没）の程度の指標となることから、出没情報に基づき問題個体数を推定する（参照 P33 資料 6）。また、被害件数や被害金額など農業被害発生状況などについても活用する。</p>	<p>・全道の問題個体数については H29 年度（2017 年度）分についてのみ道総研により解析実施 ・2018 年度以降については、道総研で作業を継続実施中。</p>	<p>【評価・課題】 ○（評価：C）当該管理計画推進の要である問題個体数推定は、結果を速やかに分析検証し、その結果を対策に活かしていくというサイクルを早急に確立する必要があるが、現時点で推定作業に大幅な遅延が発生している。理由としては3号様式データ収集から分析に至るまでに時間、労力、情報精度の面で課題があり、これについては R2 にインターネット経由で情報収集を行う手法を</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
		<p>構築。次期計画からはこれらの効果を最大限活かし、迅速なデータ収集提供に努めるとともに、専門家による解析、対策の効果分析等を実施する必要がある。</p> <p>（対応：見直し）</p> <p>○（評価：B）被害件数や被害金額など農業被害発生状況などについてのデータ収集は概ね実施できたが、各データ等の評価、活用については今後の課題。引き続き農業被害発生状況などのデータを収集しあつれきの評価指標として活用するための手法等の構築に向けた検討が必要である。</p> <p>（対応：一部）</p>
<p>③ 地域個体群の存続指標</p> <p>地域個体群の絶滅を回避するため総捕獲数管理を導入し、管理指標として計画期間中の総捕獲数と痕跡調査による発見頻度を用いて、絶滅確率を評価する。</p>	<p>・計画期間中に総捕獲数と痕跡調査による発見頻度等を用いて、地域個体群毎の個体数水準を推定し、絶滅の可能性等を評価しながら次年度の管理水準を決定するなどの対応を実施。R2 の生息数推定では、引き続き増加傾向が見られるなど、現時点において絶滅の可能性は低いものと考えられる。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○（評価：A）計画期間中においては、各年度末に「管理措置」の決定のために道総研が地域個体群毎の個体数水準を検証。引き続き、生息数推定のための調査、最新の知見を用いるなどして地域個体群の動向を見ながら適切な管理を進めていく必要がある。</p> <p>（対応：継続）</p>
<p>2 数の調整に関する事項</p> <p>ヒグマはエゾシカとは異なり、人とのあつれきの多くは、学習によってゴミや農作物などに執着した、いわゆる問題個体に起因するものであり、個体数を減らしても問題個体を排除しない限りあつれきは継続するため、問題個体を特定して排除することで、総個体数を維持しつつあつれきの抑制を図ることができることから、問題個体の推定や検証手法について確立し、問題個体の排除に向けた管理を進めていくこととする。</p>	<p>・「ヒグマ出没時の対応方針（H30.3.7）」の「別紙1 出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針」によりヒグマの行動を判断し問題個体の排除を実施。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○（評価：C）当該管理計画推進の要である問題個体数推定は、結果を速やかに分析検証し、その結果を対策に活かしていくというサイクルを早急に確立する必要があるが、現時点で推定作業に大幅な遅延が発生している。理由としては3号</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>なお、捕獲の対象は段階2と3及び段階1の問題個体とし、捕獲上限数の遵守を原則とする。なお、問題個体の発生状況によっては排除を優先する。</p>		<p>様式データ収集から分析に至るまでに時間、労力、情報精度の面で課題があり、これについてはR2 にインターネット経由で情報収集を行う手法を構築。次期計画からはこれらの効果を最大限活かし、迅速なデータ収集提供に努めるとともに、専門家による解析、対策の効果分析等を実施する必要がある。 （対応：見直し）</p>
<p>3 目標達成のための方策 本計画の目標を達成するため、次の2つの方策を柱とする取組を実施する。</p>		
<p>(1) 人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減のための方策 人とヒグマのあつれきの軽減には、ゴミや農作物の管理を徹底し新たな問題個体を発生させない取組と問題個体を選択的かつ的確に排除する個体管理の取組が重要である。</p>		
<p>① 問題個体を発生させないための取組(防除対策の推進)</p>		
<p>ア 人身被害の防止 人身被害は、「山野での人身被害」と「人里での人身被害」に大別して防止対策を実施する。</p>		
<p>(ア) 山野における防除対策 関係機関と連携して次の取組等を実施することにより、入山者等に自己防衛のための危険回避意識の醸成を図る。 a 山野でヒグマに出遭わないための基本的ルール、ヒグマの基本的な生態などについて、パンフレットや広報誌、インターネット等の各種媒体を通じて周知する。 b 様々な媒体を活用し、ヒグマの出没情報について広く周知を図る。 c 特に山野への入込が増える春と秋の年 2 回、「ヒグマ注意特別期間」を設定し、普及啓発の強化を図る。</p>	<p>・国、市町村等関係機関と連携し、入山者等に自己防衛のための危機回避意識の醸成に向けた取組を実施。 a 「あなたとヒグマの共存のために」パンフレットの配布をはじめ、広報誌、インターネット等を通じた周知を実施。 b 山野においてヒグマ出没や被害が発生した際に、該当地域の振興局ホームページをはじめ、アウトドア用品店等における周知を実施。 c 春と秋の年 2 回、「ヒグマ注意特別期間」を設定</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価：B)危機回避意識の醸成に係る各種対応(a～c)については継続的に取組を進めたことから、一定の効果があったものと考えられる一方で、道外からの観光客がヒグマ人身被害にあうなど、引き続き道内外からの入山者等に北海道の山野にはヒグマが生息していることを常に意識してもらうため、今後も継続的な普及啓発が必要である。 （対応：継続）</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>(イ) 人里への出没対策 近年の人里へのヒグマ出没の増加傾向を踏まえ、次の取組等を実施する。 a ヒグマが人里に出没した際に、情報の周知と注意喚起を図るとともに、関係機関が連携し、被害の発生又は被害の拡大防止のための必要な手段を講じる。 b ヒグマを人家近くに誘引するおそれのある、家庭や食品加工など事業活動で発生した廃棄物の適正処理の徹底についての普及啓発を図る。 c ヒグマの秋の人里への出没と関連していると考えられる堅果類等の実なり状況について調査し、実なり状況が悪くヒグマの出没が増えるおそれがあると判断される場合は、広く注意を喚起し、被害防止の徹底を図る。 d 人里への移動経路として河畔林や防風林など帯状の緑地帯が利用されている場合、その緑地に本来期待されている機能の発揮と生物多様性の保全に配慮しつつ、関係法令の取り扱いを踏まえて、関係者の合意のもと、下草の刈り払いや伐採による移動経路の遮断等地域の実情に応じた方策を講じ、ヒグマの侵入防止を図る。</p>	<p>し、普及啓発の強化を実施。</p> <p>a 各地域で市街地等への出没があった場合、H29年度策定の「ヒグマ出没時の対応方針」、「有害性判断フローと段階に応じた対応方針」等をもとに出没個体の有害性を判断、市町村、猟友会、地元警察等が連携して被害発生、被害拡大防止のための各種対応実施。</p> <p>b 「あなたとヒグマの共存のために」パンフレットの配布をはじめ、広報誌、インターネット、さらにはヒグマパネル展等を通じた普及啓発を実施</p> <p>c 堅果類等の結実状況をモニタリングし、ヒグマの人里への出没が極端に増加するおそれについて評価し、一般道民や関係機関に情報提供。</p> <p>d ヒグマが人里への移動経路として利用する可能性のある河畔林や防風林など帯状緑地帯の下草刈り払いや伐採による移動経路の遮断等について、市町村等担当者向けの「ヒグマ保護管理人材育成研修会」等で周知。札幌市南区では R 元.に札幌市職員、藻岩高生による下草刈り払い等、各市町村等で各種取組を実施。一部ではあるが市町村や地域住民、NPO、高校生などの継続した取組も始まって、一定の効果をあげている。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○a(評価:B)ヒグマ出没時は市町村を中心に、地元猟友会、警察等が連携して対応にあたることを想定しているが、市街地への出没が増加する中、住居集合地域など鳥獣保護管理法で銃による捕獲が禁止されている場所での対応判断等に苦慮するケースが増加。今後、地域連絡会議等を活用し情報の共有はもとより、ヒグマ出没時対応訓練の実施など、緊急時に柔軟に対応できるような地域内の関係構築に向けた積極的な取組が必要。</p> <p>(対応:継続)</p> <p>○b～c(評価:B)人里への出没対策に係る各種対応(b～c)については継続的に実施していることもあり、一定の効果があつたと考えられるが、誘引物の適正処理、秋の出没との関連が考えられる堅果類等の実なり状況調査による注意喚起、下草の刈り払い等によるヒグマ侵入経路遮断等の必要性について常に意識、実行を促進するためにも、今後、道民や関係機関等への情報発信をより実効ある対策とするように検討を加える必要がある。</p> <p>○d(評価:C)下草の刈り払いなどによる出没対策はまだ一部地域での取組に留まっているため、道による効果的な手法の開発や、地域連絡協議会を通じての普及などの取組が必要である。</p> <p>(対応:一部)</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>(ウ) 人身被害が発生した時の対応</p> <p>人身被害が発生した場合は、関係機関と連携し、速やかに発生現場の検証を行い、体毛等の遺伝子試料を回収するなどして加害個体の特定を行うなど、二次被害の発生防止に努める。</p> <p>また、被害発生時の状況などの把握に努め、予防対策の資料として活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H29 年度に道が策定した「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、関係機関が速やかに情報共有し対応できる連絡体制を整備。 ・人身被害が発生した際に、市町村、猟友会、警察、消防等関係機関と連携し速やかな情報収集実施。 ・道総研研究職員等による現地調査、被害者などの関係者への聞き取り調査、体毛等の遺伝子試料回収、分析による加害個体の特定、二次被害の発生防止等を実施。 	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:C) 計画期間中(R4.2月現在)、ヒグマ人身被害は 21 件発生しており、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づいた対応については概ね実施。一方で、ヒグマ人身事故被害発生時の被害者等への聞き取りは、被害者の精神的な負担等もあり、全てに対して対応できていない現状もあるが、今後でもできる限り対応していく必要がある。聞き取りにより得られた情報については、今後も蓄積するとともに、専門家による分析結果等を用いて、今後の予防対策の資料として活用を図る必要がある。</p> <p>(対応:継続)</p>
<p>イ 農業被害の防止</p>		
<p>(ア) 電気柵の導入促進</p> <p>ヒグマの農地への侵入防止に高い効果があることが実証されている電気柵について、適切な設置や維持管理の方法、事業の進め方及び各種補助事業に関する情報提供を通じて、市町村等による事業実施の奨励に努めることにより、地域における電気柵導入の促進を図る。</p> <p>特に、コーン類の被害が顕著であることから、積極的な設置について働きかける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマの農地等への侵入防止に高い効果があることが証明されている電気柵の設置について、市町村等担当者向けの「ヒグマ保護管理人材育成研修会」等で講義。 ・電気柵の適切な設置や維持管理の方法など被害防止対策についての普及啓発の実施や国(農水省)の交付金活用などを助言。 ・各市町村で導入実績あり 	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:C) 電気柵の効果、導入促進についての対応は継続的に実施してきたが、計画期間中の農業被害額、家畜被害頭数の状況を勘案した場合、継続的に導入に向けた普及啓発の強化等が必要。</p> <p>(対応:継続)</p>
<p>(イ) 農地周辺の刈払い及び侵入経路の管理</p> <p>農地と森林の境界を刈払い、緩衝帯を造成することで、ヒグマの農地への侵入を抑制し、作業者の安全を確保できることが実証されていることから、その結果や事業の進め方、各種補助事業に関する情報提供を通じて、市町村等による事業実施の奨励に努めることにより、地域における緩衝帯導入の促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等担当者向けの「ヒグマ保護管理人材育成研修会」等で周知。 ・帯広市等各市町村鳥獣被害防止計画に緩衝地帯作出について記載。 ・被害防止対策についての普及啓発の実施や国(農 	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:C) 農地周辺の刈払い及び侵入経路の管理についての周知対応は継続的に実施してきたが、計画期間中の農業被害額、家畜被害頭数の状況を勘案した場合、継続的な緩衝地帯作出</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>また、農地への移動経路として河畔林や防風林など帯状の緑地帯が利用されている場合、その緑地に本来期待されている機能の発揮と生物多様性の保全に配慮しつつ、関係法令の取り扱いを踏まえて、関係者の合意のもと、下草の刈り払いや伐採による移動経路の遮断等地域の実情に応じた方策を講じ、ヒグマの侵入防止を図る。</p>	<p>水省)の交付金活用などを助言。</p>	<p>促進に向けた周知等が必要。 (対応:継続)</p>
<p>(ウ) 誘引物の適正管理の推進 規格外農作物や家畜飼料、肥料、家畜の胎盤など畜産廃棄物等の農地周辺での放置は、ヒグマを誘引し、その結果農業被害等を引き起こすおそれがあることから、農業関係団体や市町村による事業者や農業者に対する適正管理の指導を促進する。 また、規格外農作物の処理においては、それに係る費用が大きな問題になっていることから、各種補助事業の導入や有効活用について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「あなたとヒグマの共存のために」パンフレットの配布をはじめ、広報誌、インターネット、さらにはヒグマパネル展等を通じた普及啓発を実施。 ・市町村等担当者向けの「ヒグマ保護管理人材育成研修会」等で周知。 ・市町村、猟友会、農業団体等の地域関係者が集う「地域連絡協議会」において、情報提供、情報共有を実施。 	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:B) 誘引物となる家畜飼料、肥料、家畜の胎盤など畜産廃棄物等の適正管理について常に意識、実行を促進するためにも、今後も継続的な啓発が必要。 (対応:継続)</p> <p>○(評価:C) 規格外農作物の処理に係る費用負担、補助事業の導入や有効活用についての検討は未対応 (対応:一部)</p>
<p>ウ 狩猟期間等の見直し 春グマ駆除中止以降、北海道では保護に重心を置いた施策を実施してきたことにより、人を恐れないヒグマ(段階1)や、昼夜を問わずデントコーン畑に居着いて離れず、全く警戒心が見られないヒグマ(段階1, 2)が出現してきている。 これらのヒグマは、何世代にもわたって捕獲圧を緩めたことにより、人を警戒する学習がされてこなかったことが影響していると考えられる。 そのため、地域個体群の捕獲上限数に余裕のある地域において、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定するなど、問題個体の発生を抑制するための方策の検討を行い、導入を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟期間の見直しについては法制度上の可否等を含め、関係機関への聞き取り調査等を行い、ヒグマ保護管理検討会において継続して検討。 ・令和2年度第1回ヒグマ保護管理検討会等で、「ヒグマ対策技術者育成捕獲」を活用した狩猟期間延長に向けた試行を提案。 ・山中の状況を確認することなどを目的に、例年より1か月前倒しの令和3年2月から「ヒグマ対策技術者育成捕獲」を実施。令和4年についても2月から実施。 	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:B) 春期におけるヒグマ追い払い効果等により市街地等への出没を防止することも視野に狩猟期間の延長だけではなく、「ヒグマ対策技術者育成捕獲」との連動による切れ目ない春期施策に向けた検討を実施。昨今の市街地等への出没状況、人身被害の増加等から、引き続き、個体数調整の要否も含めた春期における捕獲や追い払い等、その対応のあり方についての速やかな検討が必要。 (対応:見直し)</p>
<p>② 出没個体の有害性に応じた対応</p>		
<p>ア 有害性の段階判断 出没した個体の行動から、段階判断フローに基づき出没個体の有害性を4段階に区</p>	<p>・H29 年度策定の「ヒグマ出没時の対応方針」、(別紙1)「有害性判断フローと段階に応じた対応方針」</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:B) ヒグマ出没時に、段階判断フローに</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>分する。</p>	<p>により有害性を4段階(0段階～3段階)に区分。</p>	<p>より有害性を判断し対応。地域によっては段階1の取扱いが困難な場合も生じていること、市街地等への出没時に緊急対応が困難な市町村もみられることから、見直しが必要。 (対応:見直し)</p>
<p>イ 有害性の段階に応じた対応方針 出没した環境を「市街地」及び「農耕地」と、ヒグマの本来の生息地である「森林地帯」に区分し、それぞれにおいて上記アで判断した有害性の段階に応じた方策を実行する。</p>	<p>・H29 年度道策定の「ヒグマ出没時の対応方針」、 「有害性判断フローと段階に応じた対応方針」により「市街地」「農耕地」「森林地帯」に区分。 ・有害性段階に応じた対応を市町村等関係者へ周知。</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:B)ヒグマ出没時の段階判断フローは道内において概ね定着。ヒグマ出没時に、段階判断フローにより有害性を判断し、段階に応じた方策を実施。一方、「市街地」等出没時の取扱いにおいて、担当者の知識、経験の多寡により、即時判断に迷う場合があるとの報告があることから、フロー等出没時対応における見直しが必要。また、予め「市街地」「農耕地」「森林地帯」等に地域区分を行うことを、地域連絡協議会などを通じて進めて行く必要がある。 (対応:見直し)</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応														
<p>ウ 問題個体の排除、行動改善</p> <p>段階2、3の個体については、可能な限りその捕獲に努め、段階1の個体については、追い払いなどによる行動の改善を促した上で、問題が改善しない場合は捕獲を行う。</p>	<p>・H29 年度道策定の「ヒグマ出没時の対応方針」、 「有害性判断フローと段階に応じた対応方針」により 対応</p>	<p>・(参考)ヒグマ許可捕獲頭数(計画期間中)</p> <table border="1" data-bbox="1742 288 2033 608"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>許可捕獲 (頭数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>781</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>879</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>791</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>891</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,342</td> </tr> </tbody> </table> <p>○(評価:B)</p> <p>捕獲の判断理由は捕獲票で把握できるが、追い払いの実施例とその効果については検証がなされていないので、適切な手法も含め、検討が必要である。</p> <p>(対応:継続)</p>	年度	許可捕獲 (頭数)	H29	781	H30	879	R1	791	R2	891	R3	—	合計	3,342
年度	許可捕獲 (頭数)															
H29	781															
H30	879															
R1	791															
R2	891															
R3	—															
合計	3,342															

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>③ 問題個体数の動向把握</p> <p>問題個体の判断は、ヒグマの行動（人を見て逃げる、ゴミ・農作物に執着するなど）などにより有害性の段階に応じて判断している。同一個体の目撃情報が複数の住民から寄せられたりするため、通報件数だけでは問題個体数を評価することはできない。</p> <p>また、問題個体と判断し捕獲を行っても問題が解決しない場合があり、捕獲個体が問題個体ではなかったのか、又は別の個体による新たな問題が発生したのかが分からないことから、渡島半島地域以外では問題個体数については把握できていない現状である。</p> <p>このため、市町村からの出没月日や出没地点、有害性などに関する情報を、迅速に市町村など関係者間で情報共有することができるシステムを開発し、その情報を基に関係機関が連携のうえ、問題個体の特定や問題個体数の把握に努めていくこととする。なお、得られたデータは各地域におけるあつれきの指標として活用を図る。</p> <p><u>わなによる捕獲については、問題個体以外が捕獲される可能性があることから、問題個体であったかどうかについての検証に努める。</u></p>	<p>・市町村からの目撃情報に基づく問題個体の把握は、報告(3号様式)の電子化を図り、分析の迅速化と市町村へのGISデータの還元を可能とした。</p> <p>・問題個体数推定に係る取組は次のとおり。</p> <p>2017: 年内にデータセット作成完了、R3年度内に推定完了</p> <p>2018: 年内に振興局問い合わせ項目を整理する予定</p> <p>2019: 道庁でデータ集約中</p> <p>2020: 道庁でデータ集約中</p> <p>2021: データ収集中</p> <p>・人身事故発生や重大な被害(社会的影響の大きいものなど)が発生した際に、加害個体及び遺留物の遺伝子分析を実施し、個体を特定</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:C)3号様式の電子化を図ることで情報収集を行っているが、出没情報の即時的な道民への還元はできていない。そのため、引き続き、参加市町村の増加、各種機能、サービス充実等を図るための調整等を進めていく必要がある。</p> <p>(対応:見直し)</p> <p>○(評価:C)問題個体の特定や問題個体数の把握について、各データ等の評価、活用については今後の課題。</p> <p>(対応:見直し)</p> <p>○(評価:C)問題個体かどうかの検証については、捕獲個体を特定するためのサンプル採取が必要不可欠であることから、出没場所等に市町村や振興局職員が訪問した際に、専門家の指導のもと、適切に採取し分析機関等へ送付保管し、遺伝子分析を実施。</p> <p>(対応:継続)</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応														
<p>(2) 地域個体群存続のための方策</p> <p>① 調査研究とモニタリング</p> <p>ヒグマの適正な保護管理に必要な科学的なデータの蓄積及びフィードバック管理に不可欠な個体数指数等の把握を目的に、表3に掲げる調査研究及びモニタリングを実施する。</p> <p>【表3 調査研究及びモニタリングの項目と内容】</p> <table border="1" data-bbox="219 523 1144 882"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個体数指数の動向調査</td> <td>捕獲個体試料の分析、ヘア・トラップによる生息密度推定、広域痕跡調査による指標の収集、捕獲情報の収集、アンケート調査による動向の把握等</td> </tr> <tr> <td>捕獲個体分析調査</td> <td>繁殖状況、栄養状態等の把握</td> </tr> <tr> <td>問題個体の動向調査</td> <td>被害状況の把握、問題個体の特定、被害防除効果の検証等</td> </tr> <tr> <td>生息環境調査</td> <td>食物資源の分布と生産量、堅果類結実状況の把握、植生環境等の把握</td> </tr> <tr> <td>分布調査</td> <td>アンケート調査等による分布の把握</td> </tr> <tr> <td>地域社会の意識調査</td> <td>アンケート調査等による住民意識の把握</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査研究とモニタリングの実施に当たっては、各（総合）振興局等の道の出先機関を活用しながらモニタリング体制の拡充を図るとともに、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等の試験研究機関や大学、関係機関・団体等と連携を図りながら進める。</p> <p>② 総捕獲数管理</p> <p>調査研究及びモニタリングで得られたデータを基に地域個体群ごとに平成 26 年現在の推定生息数を基準（個体数指数 100(=a)）とし、予防水準（個体数指数=b）及び許容下限水準（個体数指数=c）の2種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて、3 段階の管理措置のいずれかを講ずることとし、各措置で定める上限捕獲数内で捕獲数を管理する。</p>	項目	内容	個体数指数の動向調査	捕獲個体試料の分析、ヘア・トラップによる生息密度推定、広域痕跡調査による指標の収集、捕獲情報の収集、アンケート調査による動向の把握等	捕獲個体分析調査	繁殖状況、栄養状態等の把握	問題個体の動向調査	被害状況の把握、問題個体の特定、被害防除効果の検証等	生息環境調査	食物資源の分布と生産量、堅果類結実状況の把握、植生環境等の把握	分布調査	アンケート調査等による分布の把握	地域社会の意識調査	アンケート調査等による住民意識の把握	<p>・個体数指数の動向：動向の推定結果は別項参照（(2)評価指標③）。推定に使用した分析項目は以下のとおり</p> <p>捕獲個体の年齢査定（2017-2019） ヘア・トラップ調査（2020※（生息数について）参照） 広域痕跡調査（～2019） 捕獲情報（～2020）</p> <p>・捕獲個体の分析：繁殖状況（雌性生殖器）及び栄養状態（腎周囲脂肪及び大腿骨髄脂肪）については、分析結果の傾向に大きな変化がみられないことから、2019 年度で収集と分析を休止。次年度中にこれまでの結果をとりまとめ予定。</p> <p>・問題個体の動向：別項参照</p> <p>・生息環境、分布調査、地域社会の意識調査：道総研では実施せず</p> <p>※（生息数について） 令和2年度（2020 年度）、新たに実施したヘア・トラップ調査等の結果を用いたコンピュータシミュレーションの結果、平成2年度（1990 年度）の中央値（以下同じ）が 5,200 頭（95%信頼幅 3,800 頭～7,000 頭）、平成 26 年度（2014 年度）が 10,500 頭（95%信頼幅 6,700 頭～15,900 頭）、令和 2 年度（2020 年度）には 11,700 頭（95%信頼幅 6,600 頭～19,300 頭）と推定され、引き続き個体数は増加傾向にあると考えられる。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○（評価：B）個体数指数の動向調査については、左記「内容」について実施。なお、広域痕跡調査については、林道走行上の制約や調査地の変動、得られるデータ精度とコストを総合的に勘案し北電、（総合）振興局による調査は R3 年度から当面休止とし、道有林、国有林、大学演習林での調査で対応。</p> <p>（対応：見直し）</p> <p>○（評価：B）捕獲個体の分析調査については、左記「内容」について実施。</p> <p>（対応：継続）</p> <p>○（評価：B）問題個体の動向把握については、左記「内容」について実施。</p> <p>（対応：継続）</p> <p>○（評価：C）生息環境調査、分布調査、地域社会の意識調査については未実施。</p> <p>（対応：見直し）</p>
項目	内容															
個体数指数の動向調査	捕獲個体試料の分析、ヘア・トラップによる生息密度推定、広域痕跡調査による指標の収集、捕獲情報の収集、アンケート調査による動向の把握等															
捕獲個体分析調査	繁殖状況、栄養状態等の把握															
問題個体の動向調査	被害状況の把握、問題個体の特定、被害防除効果の検証等															
生息環境調査	食物資源の分布と生産量、堅果類結実状況の把握、植生環境等の把握															
分布調査	アンケート調査等による分布の把握															
地域社会の意識調査	アンケート調査等による住民意識の把握															

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料 3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
ア 2 種類の管理水準(個体数指数)		
(ア)予防水準(個体数指数=b) 現在の個体数が表4の平均値であるときに、絶滅のおそれが高まることを予防する個体数(400 頭)に対応するとされる個体数指数水準		
(イ)許容下限水準(個体数指数=c) 現在の個体数が表4の平均値であるときに、遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数(200 頭)に対応するとされる個体数指数水準		
イ 3 段階の管理措置		
(ア)通常措置(b≦個体数指数) 個体数指数が予防水準以上の場合、個体数指数が予防水準を下回らないと考えられる年間捕獲上限数を設定し、狩猟及び許可捕獲を合わせた総捕獲数をそれ以下に抑制する。	<p>・地域個体群ごとに平成 26 年現在の推定生息数を基準(個体数指数 100(=a))とし、</p> <p>○ 予防水準:絶滅のおそれが高まることを予防する水準(400 頭)</p> <p>○ 許容下限水準:遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数(200 頭)</p> <p>上記 2 種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて、3段階の管理措置のいずれかを講ずることとしている。</p> <p>管理措置として、通常措置、個体数回復措置、緊急保護措置の 3 段階に分けているところ、計画期間中は、全て「通常措置」による管理を実施。</p>	<p>・R4.1 現在、積丹・恵庭地域が計画期間のメス捕獲上限頭数 20 頭を上回る 37 頭が捕獲され、天塩・増毛地域では上限頭数 20 頭に対し、30 頭が捕獲されたものの、両地域とも予防水準を下回る恐れが認められないことから自粛要請(狩猟抑制の要請)とはしなかった。</p> <p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:A)予防水準を下回る捕獲等を抑止できたと判断できることから計画期間中の目標を達成。</p> <p>(対応:継続)</p>
(イ)個体数回復措置(c≦個体数指数<b) 個体数指数が予防水準と許容下限水準の間にある場合は、個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、狩猟及び許可捕獲に関する規制や基準を見直すことで総捕獲数をそれ以下に抑制し、個体数の回復を図る。		
(ウ)緊急保護措置(個体数指数<c) 個体数指数が許容下限水準を下回った場合は、地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を制限することで総捕獲数を可能な限り抑制する。		
ウ 指数管理における個体数水準の考え方 平成 22 年度から 26 年度まで個体数管理を実施していた渡島半島地域では、地域個体群絶滅回避のために、それ以下に個体数が減少した場合には回復措置を取る「予防水準」と、それ以下に個体数を減らさないように努める「許容下限水準」の 2 つの個体数水準を設け、平成 20 年現在における満 1 歳以上の個体の推定生息数 800 頭(±400 頭)を現在の水準(100)として、予防水準(50)を 400 頭、許容下限水準(25)を 200 頭と設定し、指数の動向で個体数管理を実施した。 このことから、同様に各地域の予防水準を 400 頭、許容下現水準を 200 頭として、平成 26 年現在の推定生息数を指数 100 とした場合の各地域における予防水準と許容下		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>限水準の指数は表4のようになった。ただし、渡島半島地域も含めて推定生息数には不確実性がある。そのため、指数と個体数の対応関係については将来見直される可能性があるが、今後も絶対数よりも個体数指数のほうが推定しやすいことから、表4に示す指数を個体数管理の目安とするとともに、絶滅のおそれのある地域個体群を含む積丹・恵庭地域、天塩・増毛地域については、生息数が 200 頭を下回らないように注意する。また、道東・宗谷地域については、対象面積が広大であることから、参考とした渡島半島地域の生息密度と比較して大きな差が生じることから、西部(大雪山系以北)と東部(阿寒白糠以東)の2つに分けて指数管理を行う。</p> <p>なお、個体数水準によって、指数の数値は地域毎に異なることから、個体数の動向をモニタリングしながら、許容下限水準以下にならないように管理する。</p>		
<p>エ 地域別の捕獲上限数の設定</p> <p>メスの捕獲が個体群の動向に顕著な影響を与えることから、オスの捕獲数は現行(平成 22～26 年)程度とし、様々なメスの捕獲数ごとに予測を行った結果、平成 33 年時点における絶滅確率を 5%以下とする捕獲上限を表5のとおり定めた。豊凶などの環境変動によって捕獲数も年次変動することから、計画期間の 5 年間のメスの総捕獲数に上限を設けて管理する。</p>	<p>○計画期間総メス捕獲上限数</p> <p>① 渡島半島 400 頭 ② 積丹・恵庭 20 頭 ③ 天塩・増毛 20 頭</p> <p>④ 道東・宗谷(a 西部 600 頭 b 東部 200 頭) ⑤ 日高・夕張 750 頭</p> <p>合計 1990 頭</p> <p><u>計画期間メス捕獲頭数(R4.1 現在)</u></p> <p><u>① 渡島半島 273 頭 ② 積丹・恵庭 37 頭 ③ 天塩・増毛 30 頭</u></p> <p><u>④ 道東・宗谷(a 西部 478 頭 b 東部 162 頭) ⑤ 日高・夕張 352 頭</u></p> <p><u>合計 1,332 頭</u></p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:B)②積丹・恵庭、③天塩・増毛地域において、総メス捕獲上限数を超えた。札幌市をはじめ、両地域区分においてもヒグマの市街地周辺への出没が増加しているため、今後、市街地出没への適切な対応をとるためにも、より正確な個体数の把握、環境省レッドリストからの除外等に向けた検討も必要。</p> <p>(対応:見直し)</p>
<p>オ 管理方法</p> <p>計画期間内において、地域個体群ごとに雌雄別捕獲数を把握し、メスの捕獲上限数を超えるおそれが生じたときは、該当する地域個体群の個体数水準を検証するとともに、次のとおり、捕獲の抑制を図る。</p>		

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料 3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>(ア) 通常措置における捕獲の自粛要請 該当する地域個体群の個体数指数が予防水準を下回るおそれのある場合は、狩猟による捕獲の自粛を猟友会等に要請する。</p>	<p>・予防水準を下回るおそれがなく未実施</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:N)結果として捕獲抑制等に係る対応が未実施のため評価しない。 (対応:継続)</p>
<p>(イ) 個体数回復措置 該当する地域個体群の個体数指数が許容下限水準と予防水準の間にある場合は、狩猟による捕獲禁止措置を行う。</p>	<p>・許可下限水準と予防水準の間にある状況ではなく未実施</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:N)結果として捕獲抑制等に係る対応が未実施のため評価しない。 (対応:継続)</p>
<p>(ウ) 緊急保護措置 該当する地域個体群の個体数指数が許容下限水準を下回った場合は、狩猟による捕獲禁止措置を行うとともに、許可捕獲における問題個体の特定と段階 2 以上の捕獲に努める。</p>	<p>・許可が現水準を下回ることがなく未実施</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:N)結果として捕獲抑制等に係る対応が未実施のため評価しない。 (対応:継続)</p>
<p>(エ) 非捕殺的手段の検討 積丹・恵庭地域及び天塩・増毛地域については、計画期間内における総雌捕獲上限数 20 頭と低いことから、果実の実なりの状況等によっては、市街地周辺や農地への出沒による大量捕獲が生じ、許容下限水準を下回ることも予想される。そのため、緊急保護措置の期間において、段階 2 や段階 3 の個体が発生したときは、その個体の排除を優先するが、学習放獣など非捕殺的手段の導入について検討する。</p>	<p>・計画期間中において、当該地域内では札幌市をはじめ、各地で市街地等への出沒が相次ぎ、積丹・恵庭地域では計画期間内における総雌捕獲上限頭数 20 頭を上回る 37 頭(R4.1 現在)が、天塩・増毛地域でも 20 頭を上回る 30 頭(R4.1 現在)が捕獲されたが、技術者育成捕獲における両地域内における厳格な捕獲上限頭数の設定等もあり、許可下限水準を下回ることにはなかった。</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:N)結果として捕獲抑制等に係る対応が未実施のため評価しない。一方で、両地域内における市街地等へのヒグマ出沒は今後も継続が予想されることから、地域住民等の人命や財産を保全する観点を最優先に、大量出沒にどのように対応するのか、捕獲上限頭数の見直しをはじめ、出沒時の対応等について検討が必要。 (対応:一部)</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>③ 生息環境管理</p> <p>ヒグマの主要な生息地である森林のうち、特に自然度の高い地域は、国立公園や国定公園（自然公園法）、鳥獣保護区（鳥獣保護管理法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、保護林（国有林及び道有林の保護林制度）等に指定されており、これらの保護制度の適切な運用により、良好なヒグマの生息環境を維持するとともに、ヒグマが生息する森林については、関係者の合意のもと、その生息環境にも配慮した森林施業を推進する。</p> <p>一方で、森林からのヒグマの人里及び農地への侵入を抑制するため、刈払い等による緩衝帯の設置や人里への移動経路として河畔林や防風林などの緑地帯が利用されている場合はそれらを遮断する措置も必要となることから、河畔林の伐採や草本の除去など関係者の合意のもと地域の実情に応じた取組による、人身被害や農業被害の防除を目的とする生息地管理も行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園や国定公園、鳥獣保護区、自然環境保全地域、保護林等に指定されている地域については、所管する関係機関により各保護制度の運用を適切に実施。 ・上記により、結果としてヒグマの生息環境維持に貢献。 ・森林からのヒグマの人里及び農地への侵入を抑制するために、札幌市をはじめ、全道各所で刈払い等による緩衝帯の設置や草本の除去など地域の実情に応じた取組を実施。 	<p>【評価・課題】</p> <p>○（評価：B）各地域を所管する関係機関による各保護制度の運用により、ヒグマの生息環境維持については概ね達成。引き続き各機関による各種保護制度の適切な運用を継続し、良好なヒグマ生息環境を維持。さらに関係者との合意のもと、生息環境にも配慮した森林施業の推進等についての検討に努める。</p> <p>（対応：継続）</p> <p>○（評価：C）管理計画をもとに、各種研修、イベント等の機会等を通じて緩衝帯設置の有用性等について、市町村や地域住民に向けた継続的な周知を実施。今後もさらなる取組拡大を目指し継続的に刈払い等実施による人身被害や農業被害の防除の有用性について周知活動を継続。</p> <p>（対応：継続）</p>
<p>第3章 計画の実施に向けて</p> <p>ヒグマの管理のために必要な項目は次のとおりである。</p>		
<p>1 被害防止対策（第2章3(1)の再掲）</p> <p>人とヒグマのあつれきの軽減には、ゴミや農作物の管理を徹底し新たな問題個体を発生させない取組と問題個体を選択的かつ的確に排除する個体管理の取組が重要である。</p>	/	/
<p>2 モニタリング等の調査研究（第2章3(2)①の再掲）</p> <p>ヒグマの適正な保護管理に必要な科学的なデータの蓄積及びフィードバック管理に不可欠な個体数指数等の把握を目的に、「表3 調査研究及びモニタリングの項目と内容（P12）」に掲げる調査研究及びモニタリングを実施する。</p> <p>調査研究とモニタリングの実施に当たっては、各（総合）振興局等の道の出先機関を活用しながらモニタリング体制の拡充を図るとともに、地方独立行政法人北海道立総合研究機構等の試験研究機関や大学、関係機関・団体等と連携を図りながら進める。</p>	/	/

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>3 計画の実施体制</p>		
<p>(1) 地域協議会 地元関係機関の連携及び情報の共有、連絡調整の円滑化を図るため、(総合) 振興局管内の区域を単位として設置されている地域協議会において、ヒグマ対策等に関する打合せ会議を開催する。 また、地域個体群の範囲は複数の(総合) 振興局の管内にまたがっていることから、関係する地域協議会は連携を図ることとし、将来的には地域における保護管理施策の総合的な推進を行う野生鳥獣対策協議会への移行を目指す。 なお、当計画に記した様々な方策に基づく管理を実現していくためには、地域において実践的に活動することができる体制づくりが欠かせないことから、地域の実情やヒグマ・エゾシカ等の生息状況に応じた数市町村程度を地域単位とする柔軟かつ実効ある活動が可能な小規模な組織（地域対策協議会等）の設置を進める。</p>	<p>・全ての(総合)振興局管内において、ヒグマ対策に係る地元関係者の連携及び情報の共有等を図ることを目的とした「地域協議会(名称は各地により異なる)」を設置し、会議を開催(年1回程度)</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:C)地域協議会の設置、会議の開催については各(総合)振興局が事務局となり実施。情報共有などを中心に地域におけるヒグマ対策の推進に寄与してきた。一方、市街地等、人の生活域への出没や人身事故の増加などから、今後、振興局の地域内、地域間調整、ヒグマ対策に係る実践的な対応など、新たな役割が求められる。 (対応:見直し)</p>
<p>(2) 北海道ヒグマ保護管理検討会 本計画を科学的及び専門的知見に基づき推進するため、学識経験者等からなる「北海道ヒグマ保護管理検討会」を必要に応じて開催し、捕獲上限数の設定や現況個体数水準を検証するとともに、計画の進捗状況等についての分析及び評価を行う。</p>	<p>・北海道ヒグマ保護管理検討会については、毎年度1回～2回(計画改定年度は3回程度)開催。</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:B)基本的には各年度1回程度開催し、当該年度に発生した各種事案についての検証、計画進捗状況等について評価等を実施。 今後は、科学的知見のみならず、社会科学の知見等も取り入れながら、計画を進めていく必要がある。 (対応:一部)</p>
<p>(3) 各主体に期待される役割と連携 本計画の推進に当たっては、様々な関係機関がそれぞれの役割を担うとともに、互いに連携して取り組む必要がある。</p>		
<p>ア 北海道 関係機関との連携及び地域間の調整を図りながら、本計画に沿って総合的な施策の推進を図るとともに、モニタリングや管理活動など計画の目標達成に必要な事項の円滑な実施のため、企画及び調整を行う。</p>	<p>・関係機関との連携及び地域間の調整を実施。 ・本計画に沿って総合的な施策の推進を実施。 ・(総合)振興局による広域痕跡調査をはじめ、ヘア・トラップ調査等のモニタリングや管理活動、市街地出</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:C)北海道としての役割について計画どおり実行できたものもあるが、市街地をはじめとする人の生息域への出没、人身事故の増加など、</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
	<p>没対策、ヒグマパネル展の開催等、目標達成に必要な事項の円滑な実施のため、各種企画調整、実行までを実施。</p>	<p>人とヒグマとのあつれきが高まるなかで、様々な課題が生じていることから、関係機関との連携や地域間の調整はもとより、ヒグマ対策全般のさらなる進展、計画目標の達成に向けて、新たな知見を取り入れつつ本庁、振興局とも積極的な関わりのもとヒグマ対策を展開していくことが必要。 (対応:一部)</p>
<p>イ 調査研究機関 調査研究機関には、ヒグマの生態に係る調査研究及び地域個体群モニタリングを行うほか、関係機関等への助言や技術支援に努めることが求められる。</p>	<p>・モニタリングに関する項目を参照、関係機関、市町村等からの依頼を受けて、随時助言や技術支援を実施 ・技術指導件数 2017年:14件 2018年:8件 2019年:13件 2020年:13件 2021年:8件(11月末時点)</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:B) ※24ページ参照 (対応:継続)</p>
<p>ウ 市町村 市町村には、被害実態の把握に努めるとともに、必要に応じて「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定し、防除対策の推進により被害の軽減を図るほか、地域対策協議会等において捕獲等を行う実働組織の設置等による連携を図りながら、地域住民の安全確保及び問題個体の捕獲等に取り組むことが求められる。</p>	<p>・各市町村においては農業被害をはじめ、各種被害実態の把握を実施するとともに、地域の実情に合わせ「被害防止計画」を策定。 ・地域の実情に応じて電気柵設置や刈払い等により防除対策を推進。 ・ヒグマ出沒時には警察、猟友会、(総合)振興局等と連携を図りつつ、地域住民の安全確保及び問題個体の捕獲等を実施。</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:N)各市町村については、地域の実情に応じて被害防止計画を策定し、防除対策の推進により被害の軽減を図るほか、地域対策協議会等において捕獲等を行う実働組織の設置等による連携を図りながら、地域住民の安全確保及び問題個体の捕獲等を推進。 (対応:継続)</p>
<p>エ 狩猟者 狩猟者には、問題個体捕獲を初めとする保護管理活動への協力、ヒグマ対策技術者等の育成のための研修や技術指導、出沒情報や試料の提供などモニタリング活動への協力に取り組むことが求められる。</p>	<p>・猟友会、それに属する狩猟者については、市町村等の要請に応じて、問題個体捕獲をはじめとする各種保護活動等への協力。 ・ヒグマ対策技術者等の育成のための研修や技術</p>	<p>【評価・課題】 ○(評価:N)猟友会、それに属する狩猟者については、市町村等地域の要請に応じてヒグマ出沒時の対応に協力。技術者育成捕獲等の枠組みの</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
	指導、出没情報や試料の提供などモニタリング活動への協力。	中でヒグマ対策後継者の育成に尽力するなど地域住民の安全確保及び問題個体の捕獲等を実施。 (対応:継続)
<p>オ 農業関係団体等</p> <p>農業関係団体等には、農業等被害実態の把握や被害防止対策の実施などに取り組むことが求められる。</p>	<p>・農業関係団体等は農業被害額等の実態把握及び関係部局への報告、地域の実情に応じた電気柵等の設置による被害防止対策等を実施。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:N)農業関係団体等は、市町村等と連携し地域の実情に応じた電気柵等の設置による被害防止対策等を実施。 (対応:継続)</p>
<p>カ その他の機関との連携</p> <p>人身事故防止のための普及啓発や人身事故発生時の対応、市街地周辺への出没時の対応など、警察や森林所有者等との連携が不可欠であることから、地域対策協議会等において、その他関係機関の役割の確認に努める。</p>	<p>・各(総合)振興局管内において、ヒグマ対策に係る地元関係者との連携及び情報の共有等を図ることを目的とした「地域協議会(名称は各地により異なる)」を設置し、会議を開催(年1回程度)。</p> <p>・同会議においては、人身事故発生時の対応、市街地周辺への出没時対応など、警察や森林所有者等との連携が不可欠であることから、関係機関の役割の確認等実施。</p> <p>・銃器の使用が禁止されている市街地等での捕獲にあたり、関係者が不安なく円滑に連携し確実に対応するため、環境省及び警察庁に関係法令の運用基準のより一層の明確化と周知を要望するとともに、自然環境課では随時道警本部との連絡調整を図っている。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:B)各地域においては地域対策協議会等の場を活用して、人身事故防止、人身事故発生時の対応はもとより、市街地周辺への出没時の連携体制などについて、市町村、猟友会、地元警察等で継続的な確認を実施するとともに、本庁(自然環境課)では道警本部との連絡調整を図っている。一方で、鳥獣保護管理法に基づく捕獲が困難な場面において、関係者間の速やかな対応方針決定に支障が生じる場合もあったことから、道(振興局)が地域連絡協議会などを活用して、関係者間の確実な認識共有を進めることが必要である。 (対応:一部)</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>(4) 体制構築に向けた取組</p> <p>ア 保護管理を担う人材の育成及び組織運営 ヒグマの適切な保護管理を推進するため、各種研修の実施により、各(総合)振興局担当職員や市町村担当者の能力向上を図る。 また、地域の状況に応じた柔軟な現場対応を担う実働組織のあり方や運営手法等について、検討を進める。(参照P34資料7)</p>	<p>・環境部局新任基礎研修会、市町村職員、振興局職員等を対象としたヒグマ保護管理人材育成研修会等を開催。 ・専門性の高い職員による応援体制(ヒグマ支援班)の構築。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:C)R2 については新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、研修会等の開催が縮小されたものの、計画期間全体を通して各(総合)振興局担当職員や市町村担当者の能力向上に寄与。また、ヒグマによる重大な事案が発生した場合に専門性の高い職員による応援体制を整備。一方で、ヒグマ出没時に適切に対応できるよう、早期に地域対応力の強化に向けた取組が求められるなか、十分な対応ができない市町村も多く、計画的に人材を育成していく必要がある。 (対応:一部)</p>
<p>イ ヒグマ対策技術者育成のための捕獲による捕獲技術者の育成 ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的に渡島半島地域ヒグマ保護管理計画に基づき平成 17 年度から実施してきた「人材育成のための捕獲」については、平成 26 年度から実施している北海道ヒグマ保護管理計画に基づく「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」として継承し、平成 27 年度からは全道を対象として実施してきた。 本計画期間においても、振興局の管轄区域等を基に実施区域単位を定め、第 2 章で定めた地域別の捕獲上限数をもとに、実施期間、区域、捕獲上限頭数などを定め、関係機関と連携してヒグマ対策技術者の育成に努める。</p>	<p>・本計画期間においても、振興局の管轄区域等を基に実施区域単位を定め、第 2 章で定めた地域別の捕獲上限数をもとに、実施期間、区域、捕獲上限頭数などを定め、関係機関と連携してヒグマ対策技術者の育成を毎年実施。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:B)ヒグマに対応できるハンターの高齢化、後継者への技術伝承を早急を図る等の目的で実施している当該事業には例年、多数の市町村等からの参加意向があった。ベテランハンター不足等により市町村単独で実施不可能な地域についても、周辺地町村との連携を図るなど、制度の枠組みの中でできる限り柔軟に対応し、後継者育成に寄与。一方で、参加市町村に偏りも見られることから、今後、他地域においても参加が進むような取組を検討する必要がある。</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応																								
		<p>(実施概要)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>許可 市町 村数</th> <th>実人員 (うち若手) /人</th> <th>捕獲数 (雄・雌) /頭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>27</td> <td>295 (148)</td> <td>5 (3・2)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>25</td> <td>287 (161)</td> <td>8 (7・1)</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>23</td> <td>202 (117)</td> <td>7 (6・1)</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>27</td> <td>209 (127)</td> <td>8 (5・3)</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>29</td> <td>222 (130)</td> <td>10 (7・3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(対応:一部)</p>	年度	許可 市町 村数	実人員 (うち若手) /人	捕獲数 (雄・雌) /頭	H29	27	295 (148)	5 (3・2)	H30	25	287 (161)	8 (7・1)	R1	23	202 (117)	7 (6・1)	R2	27	209 (127)	8 (5・3)	R3	29	222 (130)	10 (7・3)
年度	許可 市町 村数	実人員 (うち若手) /人	捕獲数 (雄・雌) /頭																							
H29	27	295 (148)	5 (3・2)																							
H30	25	287 (161)	8 (7・1)																							
R1	23	202 (117)	7 (6・1)																							
R2	27	209 (127)	8 (5・3)																							
R3	29	222 (130)	10 (7・3)																							
<p>ウ 狩猟者の確保</p> <p>総合的な野生鳥獣施策の担い手として重要な狩猟人口拡大のため、狩猟免許取得の促進を図る出前教室や狩猟フォーラムの開催を通じ、道民の狩猟に対する関心を高めるとともに、狩猟者の社会的役割に対する人々の理解を深め、将来の捕獲の担い手の確保を図る。</p> <p>また、各種補助事業に関する情報提供を通じて、市町村による住民が新規に狩猟者になる際の経費補助事業実施の奨励に努めることにより、地域の捕獲の担い手確保の促進を図る。</p>	<p>・出前教室への講師派遣</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○(評価:B)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>出前教室 実施回数</th> <th>第一種銃猟 交付状況 (新規取得者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>9回</td> <td>6,863(438)人</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>6回</td> <td>6,693(440)人</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>4回</td> <td>6,689(382)人</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>3回</td> <td>6,720(379)人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1回</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大影響等もあり、出前教室開催回数が減少傾向にある。地域における狩猟者確保のためにも、新たな狩猟者確保に向けた取組が必要。</p> <p>(対応:一部)</p>	年度	出前教室 実施回数	第一種銃猟 交付状況 (新規取得者)	H29	9回	6,863(438)人	H30	6回	6,693(440)人	R1	4回	6,689(382)人	R2	3回	6,720(379)人	R3	1回	—						
年度	出前教室 実施回数	第一種銃猟 交付状況 (新規取得者)																								
H29	9回	6,863(438)人																								
H30	6回	6,693(440)人																								
R1	4回	6,689(382)人																								
R2	3回	6,720(379)人																								
R3	1回	—																								

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>エ 教育機関等との連携 野生動物管理学や生態学の専門課程を持つ大学等の教育機関と組織的な野生鳥獣対策を実行している先進的な地域等との連携により、将来の「専門対策員」等の配置を念頭においた保護管理を担う人材の育成を図る。</p>	<p>・未実施</p>	<p>【評価・課題】 ○（評価：C）市町村をはじめとするヒグマ担当者は、数年で異動を繰り返す性質から経験や知識の蓄積に繋がりにくくヒグマ対策に対応できる担当者の育成が課題となるなか、まずは研修を強化するなどにより地域対応力の強化に努めるほか、将来的には地域で対応にあたる専門対策員等の育成や配置に向けた検討を進める必要がある。 （対応：見直し）</p>
<p>(5) 知床半島ヒグマ管理計画の推進 知床世界自然遺産地域及び隣接する地域におけるヒグマの保護管理について、利用者・地域住民の安全対策や知床半島地域のヒグマの適正な個体群を維持するため、「知床半島ヒグマ管理計画」に基づき、当該関係機関と連携して推進する。</p>	<p>・オホーツク総合振興局知床分室を設置し、ヒグマ対策を含む知床世界自然遺産地域に係る対応を実施。 ・関係行政機関で構成される「知床ヒグマ対策連絡会議」出席（オホーツク総合振興局、根室振興局）。 ・「エゾシカ・ヒグマワーキンググループ」出席（自然環境課、オホーツク総合振興局、根室振興局）</p>	<p>【評価・課題】 ○（評価：B）概ね達成。地域の実情を反映した管理計画が策定され、実体として地域主導の先進的な取組が進められている。このように地域主導できめ細やかな対応は実質的に地域関係者が主体的にコミットすることで成し得るものと認識。北海道には、鳥獣保護管理法に基づいた北海道全体の管理計画を策定し、道全域のヒグマ対策の底上げを進めつつ、その管理目標の達成に向けた取組を進めていく責務があり、知床半島ヒグマ管理計画を「地域対策協議会」の先進的事例として、その取組が他の地域でも展開されるように努める必要がある。 （対応：継続）</p>
<p>4 錯誤捕獲の防止 ヒグマの捕獲は箱わなであっても銃による止めさしが必要であり、毎日定期的な点検が必要である。一方、ヒグマの捕獲用箱わなにおける錯誤捕獲は、キツネなどの中型の哺乳類が想定されるが、放獣に従事する者の危険性が低いことから、その場で速やかに</p>	<p>・「ヒグマ捕獲許可取扱方針（平成30年3月7日施行）」に基づき、適切に対応。 ・ヒグマ（子グマ）の放獣については、ヒグマ出没時の対応方針（平成30年3月7日施行）別紙2「子グ</p>	<p>【評価・課題】 ○（評価：C）未達成。一方で、ヒグマ成獣捕獲時の放獣については、極めて重大な危険性を伴うことから現時点では困難。</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>放獣するものとする。</p> <p>なお、ヒグマ以外を捕獲する目的でわなを設置する場合は、誤ってヒグマが捕獲されることのないようわなの設置者に指導するとともに、誤ってヒグマが捕獲された場合は、原則放獣するなど、適切に対応するよう指導する。</p> <p>また、ヒグマの放獣は放獣に従事する者の危険を伴うため、わな設置者のほか北海道や市町村等が協力して取り組む必要があることから、地域対策協議会等において放獣の実施体制について検討する。</p>	<p>マを発見した場合の対応方針」等により対応する一方、成獣捕獲時の放獣の実施体制については検討未実施。</p>	<p>実施可否を含めた方向性の検討が必要。また、エゾシカの有害捕獲におけるくりわなの使用増加に伴い、ヒグマの錯誤捕獲による人身事故が懸念されることから、エゾシカにおけるくりわなの適切な使用についてより一層の徹底が必要である。</p> <p>（対応：一部）</p>
5 狩猟資源の有効活用		
<p>(1) 狩猟獣資源としての活用</p> <p>ヒグマは、狩猟対象として価値があることから、猟区制度を活用した地域振興など、ヒグマを地域の狩猟獣資源として活用する仕組み作りについて検討する。</p>	<p>・現時点で具体的な仕組み作り等に係る検討は未実施。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○（評価：C）現時点で未着手。 対応方向を含めた検討が必要。</p> <p>（対応：見直し）</p>
<p>(2) 捕獲個体及びその部位等の活用</p> <p>ヒグマは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により国際希少野生動植物種に指定されていることから、国内での譲渡し等が規制されている。</p> <p>ただし、鳥獣保護管理法に基づき適法に捕獲された個体等に関しては譲り渡し等の規制を除外する規定が設けられ、国内で適法に捕獲された個体を製品化登録し目印票（製品化タグ）を装着することにより輸入個体との流通の管理が図られているところである。</p> <p>また、熊胆は薬事法により医薬品に指定されており、許可なく製造・販売が規制されていることから、捕獲個体の活用にあたっては、その実態の把握に努めるとともに、不適正な流通を防ぐためのルール化などを視野に入れた、適正な有効活用のあり方について検討する。</p>	<p>・製品化登録事務実施。</p> <p>・現時点で熊胆に係る具体的な検討は未実施。</p>	<p>【評価・課題】</p> <p>○（評価：B）ヒグマ製品化登録事務について実施。</p> <p>○（評価：C）熊胆に係る検討は現時点で未着手。 熊胆は薬事法により管理が行われていることから、道環境生活部による対応の方向性について検討が必要。</p> <p>（対応：見直し）</p>
<p>6 合意形成</p> <p>本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより広く道民の理解と協力を得ることが必要不可欠であることから、行政と関係団体や関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を推進することが重要である。</p>	<p>・市町村のヒグマ関連情報ホームページとのリンクによりヒグマ出没を提供（公表市町村のみ）</p> <p>・ヒグマ保護管理検討会開催状況の公表</p> <p>・ヒグマ出没への対応、各種イベントなど道民に対す</p>	<p>【評価】</p> <p>○（評価：B）概ね達成。</p> <p>（対応：継続）</p>

北海道ヒグマ管理計画の総括（R3 反映修正案）

（資料3）

北海道ヒグマ管理計画	実施状況	評価・課題・対応
<p>このため各種施策の方針やその達成状況、各種の調査結果等の情報については、ホームページ等に速やかに公表するとともに、地域での検討結果や意見を参考として、保護管理施策等への反映に努める。</p>	<p>る周知・啓発の実施状況等を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ管理計画、その他ヒグマ対策に係る各種資料等を公表 ・ヒグマ関連データ等の公表 ・その他 	
<p>7 事業実施計画の策定 順応的管理の考え方に基づき管理計画を適切に実施するため、事業実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるとともに、実施結果を検証し、次年度の実施計画に反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画策定（毎年度） ・実施結果を検証し、次年度の実施計画に反映。 	<p>【評価】</p> <p>○（評価：B）概ね達成。 （対応：継続）</p>
<p>8 計画の見直し 本計画終了に際しては、目標の達成状況に関する評価を行い、その結果を踏まえ、計画を見直すこととする。また、計画の期間内であっても、法改正や制度変更、生息状況及び社会状況に大きな変動が生じた場合などは、より有効な保護管理を推進する観点から計画の改訂等を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R2 は目標の達成状況等を振り返りながら計画見直しに向けた論点整理等を実施。 ・R3 は上記を受けて計画改定作業を実施。 	<p>【評価】</p> <p>○（評価：B）概ね達成。 「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」策定 （R4.2 時点） （対応：継続）</p>

令和4年度における管理措置について

■ 管理の目標

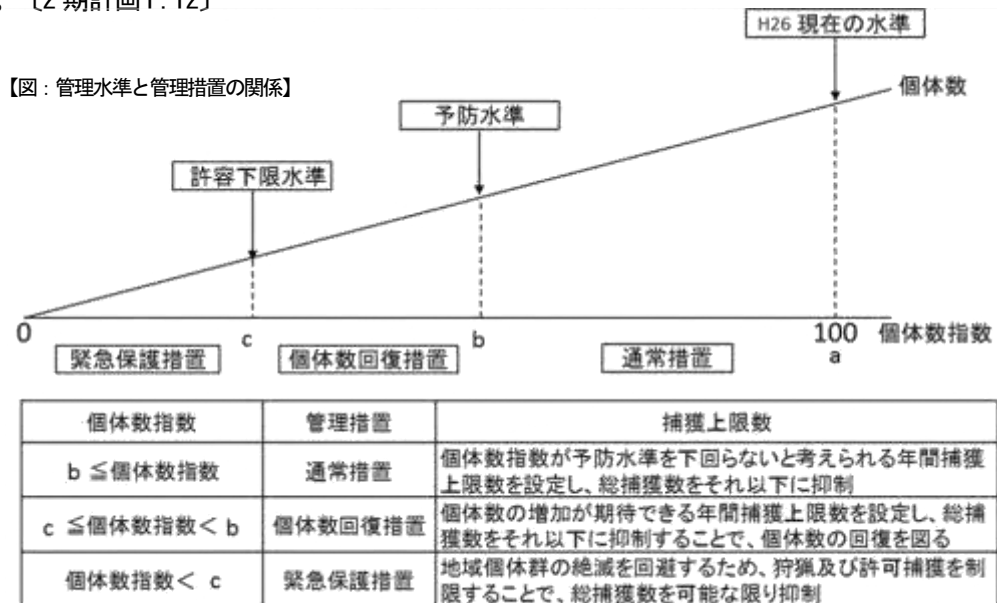
北海道ヒグマ管理計画（第2期(案)）（以下、「2期計画」という。）において、計画の目的の1つである「ヒグマ地域個体群の存続」を達成するため、次の目標を定めている。

各地域個体群の個体数指数を、**予防水準**以下には下げない。〔2期計画 P. 10〕

※ 予 防 水 準：絶滅のおそれが高まることを予防する水準（400 頭）

※ 許容下限水準：遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数（200 頭）

- ・ 地域個体群ごとに平成26年現在の推定生息数を基準（個体数指数100(=a)）とし、上記の2種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて、3段階の管理措置のいずれかを講ずることとしている。〔2期計画 P. 12〕



○地域別の捕獲上限数の設定

メスの捕獲が個体群の動向に顕著な影響を与えることから、（中略）令和13年時点における絶滅確率を5%以下とする捕獲上限数を定め（中略）、計画期間の5年間のメスの総捕獲数に上限を設けて管理する。

〔2期計画 P. 14〕

表1：地域個体群別のメスの捕獲数の状況【R4.1. 現在】

地域名	H29	H30	R1	R2	R3	計 H29~R3	1期計画 期間の 上限頭数	1期計画期間内 メス捕獲上限 到達割合(%)	2期計画 上限頭数 (R4~R8捕 獲可能数)	
渡島半島	51	62	61	68	31	273	400	68.3	500	
積丹・恵庭	5	9	10	4	9	37	20	185.0	60	
天塩・増毛	7	3	7	5	8	30	20	150.0	60	
道東・宗谷	西部	92	131	82	112	61	478	600	79.7	600
	東部	50	27	36	21	28	162	200	81.0	275
日高・夕張	65	63	66	81	77	352	750	46.9	825	
合計	270	295	262	291	214	1332	1,990	66.9	2320	

- ・ 積丹・恵庭地域、天塩・増毛地域においては第1期計画期間内のメスの捕獲上限数が超過

○管理方法

計画期間内において、地域個体群ごとに雌雄別捕獲数を把握し、メスの捕獲上限数を超えるおそれが生じたときは、該当する地域個体群の個体数水準を検証するとともに、次のとおり捕獲の抑制を図る。

(ア) 通常措置における捕獲の自粛要請

該当する地域個体群の個体数指数が予防措置水準を下回るおそれがある場合は、狩猟による捕獲の自粛を猟友会等に要請する。 [2期計画 P.17]

- ・ 令和4年度から第2期計画期間となることから、すべての地域で管理措置は通常措置とする。
- ・ 表1から積丹・恵庭地域及び天塩・増毛地域において、第1期計画中のメスの捕獲上限数が超えたが、2期計画別冊参考資料編資料2からは、どちらの地域も個体数指数は予防水準を下回るおそれがあると認められない。

令和 4 年度事業実施計画（案）

順応的管理の考え方にに基づき北海道ヒグマ管理計画を適切に実施するため、令和 4 年度の事業実施計画を次のとおり定める。

1 被害防止対策の推進

(1) 人身被害の防止

○ 道民等に対する注意喚起

- ・ 昨年度、札幌市東区や旭川市の中心部にヒグマが出没したことをはじめ、全道各地で人の生活圏へ出没や人身事故が増加した状況を踏まえ、特に市街地などこれまでヒグマが出没していなかった地域や出没に慣れていない地域の住民、さらには道外から来道される観光客などに対して、ヒグマの生態やヒグマ管理の基本的な考え方について周知、理解の促進を図るため、緊急普及啓発事業として、ヒグマシンポジウムやヒグマパネル展をはじめとするイベント等を開催【7月～11月】
- ・ （総合）振興局管内でのパネルリレーの実施【通年】
- ・ ヒグマに出遭わないための基本的なルールやヒグマの生態などについて、パンフレットや広報誌、インターネット等の各種広報媒体を通じた周知【通年】
- ・ インターネットや SNS を活用したヒグマ出没情報の提供【通年】
- ・ 山野に入る機会が多くなる春と秋に「ヒグマ注意特別期間」を設定し、注意喚起、巡視活動を強化【春の注意特別期間 4～5 月、秋の注意特別期間 9～10 月】
- ・ 道内でヒグマによる人身事故等が発生した場合に、注意報等を発表するとともに具体的な対応策を進めることで、道民等にヒグマに対する積極的な注意喚起を促し、更なる被害発生、拡大等を防止【通年】

○ 特に山林作業者に対する注意喚起

- ・ 冬期間の緊急性の高い出没情報を収集し、関係機関で情報共有【1～3月】
- ・ 各種広報媒体等を通じた、冬期間における注意喚起【1～3月】

(2) 人里への出没対策

- ・ 出没した際、関係機関が連携した、被害の発生又は被害の拡大防止のための必要な措置に加え、捕獲等の専門家派遣を検討し、助言等を実施。【随時】
- ・ 人家近くに誘引するおそれのある廃棄物の適正管理の徹底についての普及啓発【通年】
- ・ 堅果類結実状況調査の実施
秋の主要な食物 4 種（ミズナラ、ブナ、ヤマブドウ、サルナシ）の実なり状況の調査を実施し実なりが悪くヒグマの出没が増えるおそれがあると判断される場合は、広く注意喚起し、被害防止の徹底を図っていくもの。【9月】

(3) 人身被害発生時の対応

ヒグマ人身事故発生時の対応方針に基づき、発生状況に応じて、関係機関が連携し地域住民への注意喚起を行うなど、加害個体による二次被害の発生等を防ぐための取

組を行う。また、現地調査等による人身事故の発生原因等の検証及び概要の公表を行い、事故防止策に活用する。

また、ヒグマによる人身事故等が発生した時には、注意報等の発表を行い、道民への注意喚起を行う。【随時】

(4) 農業被害の防止

電気柵の設置促進、農地周辺の刈り払いなど侵入経路の管理や誘引物の適正管理の指導について、電気柵メーカーの協力を得ながら農政部局や市町村等と連携して普及に努める。【通年】

(5) 狩猟期間等の見直し検討

問題個体の発生を抑制させるための方策として、地域個体群の捕獲上限数に余裕のある地域において、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定し、承認を受けた場合は狩猟を行えるようにするなど、狩猟期間の見直しをはじめとする春期捕獲のあり方などについて検討を行う。

当該検討にあたっては、学識経験者等を構成員とする北海道ヒグマ保護管理検討会に加え、捕獲実務者などで構成された検討部会を設置し対応する。【R4～5年度】

(6) 問題個体数の動向把握

迅速に市町村など関係者間で情報共有することができるシステムを活用し、出没情報及び被害発生状況の情報等を収集し、速やかに研究機関（道総研）に提供する。

研究機関（道総研）は、提供された情報を解析し、問題個体数の把握を行う。

R4年度においては、直近のデータ（R2）の解析を優先的に進めるとともに、順次過去データの解析を実施し、今後、保護管理における評価手法として問題個体に係るデータをどのように取り扱うかなどについての検討を段階的に進める。【通年】

2 調査研究とモニタリング

(1) 個体数指数の動向調査

ヒグマ捕獲票による捕獲情報の収集【随時】、広域痕跡調査の実施【6～11月】、

R5以降実施を予定する個体数把握調査（ヘアトラップ、カメラトラップ調査等）に向けた予備調査実施【R4】

ヒグマにおけるカメラトラップ法等、新たな調査手法構築に向けた検討検証事業実施【R4】

(2) 捕獲個体分析調査

捕獲個体試料からの繁殖状況、栄養状態等の把握【随時】

(3) 問題個体の動向調査

市町村等からのヒグマの出没情報及び被害発生状況の情報の収集及び研究機関（道総研）への提供【通年】

(4) 生息環境調査

堅果類結実状況調査の実施【9月】

3 総捕獲数管理

北海道管理計画（第2期）に基づいて、それぞれの地域毎に管理措置を実施する。令和4年度の管理措置については、資料4で決定する。【通年】

地域名	R2 個体数 中央値	計画期間 総メス 捕獲上限数	計画期間中の メス捕獲実績 (速報値)	計画期間内 メス捕獲上限 到達割合 (%)
渡島半島	1,840	500		
積丹・恵庭	760	60		
天塩・増毛	850	60		
道東・宗谷西部	2,330	600		
道東・宗谷東部	1,650	275		
日高・夕張	4,260	825		

4 体制構築に向けた取組

(1) 地域連絡協議会

各（総合）振興局管内を単位として設置されている地域連絡協議会を開催するとともに、コーディネーター役として地元関係機関の連携及び情報の共有、連絡調整の円滑化促進を図る。【年1回以上、随時開催】

また、各（総合）振興局は、市街地出没時における対応訓練の実施、地域版実施計画（アクションプラン）の策定に向けた準備、調整を進める。【R4～随時】

(2) ICTを活用したヒグマに強い地域づくり実証モデル事業

ICTを活用した机上調査（衛星画像、地形図等）と現地調査（ドローン、自動撮影カメラ等）によるヒグマ出没経路抽出手法、効果的な遮断方法、及びAI深層学習による個体識別技術検討検証等を実施する。【R4】

(3) 北海道ヒグマ保護管理検討会

本計画を科学的及び専門的知見に基づき推進するため、学識経験者等からなる北海道ヒグマ保護管理検討会を開催し、現況個体数水準の検証や計画の進捗状況等についての分析・評価を行う。【年2回 開催予定】

(4) ヒグマ保護管理人材育成研修会

振興局職員、市町村職員等を対象に、知識及び技術の向上を図り、地域における総合的なヒグマ対策の保護管理の担い手を育成するための研修会を開催する。

【通年】

(5) ヒグマ対策技術者育成のための捕獲

ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的に実施する。計画の地域区分や振興局の管轄区域等を基に実施地域単位を定め、個別に実施期間や区域、捕獲上限頭数、安全の確保等を定めた実施方針を策定し、関係機関と連携してヒグマ捕獲技術者の育成に努める。【2～5月】

(6) 狩猟者の確保

狩猟免許取得の促進を図る出前教室の開催を通じ、地域の捕獲の担い手確保の促進を図る。【随時開催】

(7) 振興局職員への野生動物研修

道の環境部局新任基礎研修において、野生動物に係るカリキュラムを実施した、保護管理人材の育成【6～9月の間に開催予定】

捕獲対策のあり方検討部会（仮称）設置について

1 目的

比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定するなど、問題個体の発生を抑制するための方策や、導入に向けた検討を行うため、北海道ヒグマ管理計画（第2期）（案）10ページ「第2章 管理の推進 2 数の調整に関する事項」に基づき設置するもの。

2 現在の制度

狩猟期間	ヒグマは10月1日から翌年1月31日まで
捕獲許可	冬眠時期である1月から3月は緊急時以外許可しない 「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」を2月から5月に実施

3 経緯

昭和41年	人身等被害の未然防止を図るため融雪期の捕獲を許可（特例措置）
捕獲実施中	融雪期における捕獲頭数の増加に伴い被害の減少
平成 2年	捕獲数が減少し、一部地域の分布域が縮小したため特例措置を廃止
廃止以降～ 現在	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅が懸念される地域があるため保護に重点を置いて政策に転換 ・生息数を把握するための調査を重点的に実施 ・被害を及ぼす問題個体のみを捕獲する方針の作成

4 検討部会概要（想定）

目的	狩猟期間の延長等、捕獲対策のあり方について、狩猟者等から構成される当該部会で具体的検討を行い、その結果等について「北海道ヒグマ保護管理検討会」へ報告する。	
R4 予定	令和4年4月～	部会立ち上げ、開催準備等
	令和4年7月	部会開催、課題の整理等
	令和4年9月～	捕獲のあり方等について検討
	令和5年2月	検討会への報告

ヒグマによる人身事故発生状況

2021年度8例目

項 目	内 容	
概 要	狩猟のために入林した被害者がヒグマに襲われ死亡したとみられる。	
発 生 日 時	令和3年(2021年)11月24日 昼頃	
発生場所及び付近状況	住 所	夕張市
	付近の状況	山林(トドマツ造林地で広葉樹も混交。林床は腰~胸の高さまでササが密生。)
被害者情報	居住市町村	江別市在住
	年齢・性別 被害の状況	53歳・男性 死亡
	鳴り物の携帯	なし
発 生 状 況	被害者の行動	当日早朝から狩猟のために入林。林道に車両を止め斜面を約150m下ったところでヒグマに襲われたものとみられる。
	発生時間帯等	昼頃(警察の検視による。) 曇り、風速1.9~4.0m(気象観測データによる)
加害個体の特徴	行動形態	オス。(周囲に残された血痕のDNA分析による) ヒグマの行動は不明であるが、被害者の遺体や荷物を荒らした形跡はない。
	痕跡	周囲のササ等に血痕付着。
	逃避行動等	被害者を攻撃後、逃走したものとみられる。
対 応 状 況	加害個体への対応	なし。 なお、当面は現場付近での山林作業は中止。
	住民への対応	なし。(現場周辺は山中で、通常一般住民の立入はないため。)
考 察	発生要因	現場の状況から、加害個体が積極的に襲撃したのではなく、出会い頭の攻撃など、防御的な攻撃である可能性が高い。
	対策	狩猟は複数名で行動することが望ましい。 狩猟中は常にヒグマに遭遇する危険性があることを念頭に行動する。
そ の 他	本件は、事故当時の目撃者がいないが、現場や被害者の状況等から、ヒグマによる人身事故である可能性が極めて高いと判断し、本報告を作成したもの。	

ヒグマによる人身事故(昭和37年以降)

資料7-2

年度	件数	死者	負傷者	計	年度	発生年月日	振興局	市町村	作業目的	性別	年齢	被害程度	加害個体
S37	7	3	4	7	S37	1962. 10. 8	網走	雄武町	造材作業	男	53才	負傷	子連れ
					S37	1962. 9. 24	根室	標津町	クマ駆除	男	73才	死亡	
					S37	1962. 10. 10	根室	標津町	クマ駆除	男	40才	負傷	
					S37	1962. 10. 19	根室	標津町	クマ駆除	男	51才	死亡	雄6才
					S37	1962. 10. 20	十勝	浦幌町	クマ駆除	男	71才	死亡	
					S37	1962. 10. 25	檜山	北檜山町	放牧点検	女	19才	重傷	
S38	2	1	1	2	S38	1963. 8. 9	宗谷	猿払村	牧場作業	女	34才	死亡	雄5才
					S38	1963. 8. 11	宗谷	浜頓別町	牧場点検	男	59才	重傷	雄6才
S39	7	5	3	8	S39	1964. 7. 20	上川	上川町	登山	男	50才	死亡	
					S39	1964. 9. 9	日高	平取町	登校中	女	11才	死亡	
					S39	1964. 9. 23	上川	上富良野町	農作業中	女	52才	重傷	
					S39	1964. 9. 25	石狩	札幌市	登山	男	24才	死亡	
					S39	1964. 9. 30	網走	白滝村	クマ駆除	男	64才	死亡	
					S39	1964. 9. 30	網走	白滝村	クマ駆除	男	27才	重傷	
S40	7	3	4	7	S39	1964. 10. 25	日高	静内町	クマ狩猟	男	46才	死亡	
					S39	1964. 10. 26	十勝	帯広市	クマ狩猟	男	44才	重傷	雄6才
					S40	1965. 4. 24	上川	愛別町	クマ駆除	男	44才	重傷	
					S40	1965. 4. 25	留萌	初山別村	クマ駆除	男	57才	軽傷	
					S40	1965. 5. 1	上川	下川町	クマ駆除	男	46才	死亡	
					S40	1965. 8. 5	宗谷	猿払村	歩行中	女	65才	重傷	
S41	2	0	2	2	S40	1965. 8. 22	宗谷	猿払村	飯場へ行く途中	男	52才	負傷	
					S40	1965. 9. 29	渡島	楸法華村	農作業中	女	57才	死亡	2~3才
					S40	1965. 11. 6	網走	清里町	クマ駆除	男	57才	死亡	2才
					S41	1966. 5. 3	留萌	小平町	クマ駆除	男	50才	重傷	10才上
					S41	1966. 10. 13	檜山	北檜山町	牧場作業	男	34才	重傷	2才前後
					S41	1966. 10. 13	檜山	北檜山町	牧場作業	男	34才	重傷	2才前後
S42	2	1	1	2	S42	1967. 4. 19	宗谷	猿払村	クマ駆除	男	43才	重傷	5~6才
					S42	1967. 5. 10	後志	島牧村	農作業中	女	37才	死亡	
S43	3	2	1	3	S43	1968. 6. 2	上川	南富良野町	川釣り	男	24才	死亡	雄8才
					S43	1968. 11. 18	胆振	穂別町	クマ狩猟	男	65才	死亡	5~6才
					S43	1968. 11. 21	胆振	穂別町	クマ狩猟	男	64才	重傷	雄6才
S44	2	2	0	2	S44	1969. 4. 20	上川	南富良野町	造材場で昼食中	男	56才	死亡	雄6才
					S44	1969. 8. 28	石狩	千歳市	果実採取	女	78才	死亡	雌4~5才
S45	3	4	1	5	S45	1970. 7. 26	十勝	中札内村	縦走登山	男	18才	死亡	
					S45	1970. 7. 27				男	19才	死亡	
					S45	1970. 7. 27	上川	士別市	笹刈り作業	男	75才	負傷	3~4才
					S45	1970. 12. 5	渡島	八雲町	クマ追跡中	男	49才	死亡	
					S46	1971. 11. 4	網走	滝上町	クマ追跡中	男	69才	死亡	雄12才
S47	1972. 4. 6	上川	美深町	春クマ駆除	男	41才	重傷						
S48	3	2	1	3	S48	1973. 5. 2	石狩	当別町	手負クマ追跡中	男	54才	重傷	
					S48	1973. 5. 6	渡島	木古内町	山菜採り	男	50才	死亡	雄7~8才
					S48	1973. 9. 17	檜山	厚沢部町	造林作業中	男	45才	死亡	
S49	3	1	2	3	S49	1974. 5. 30	檜山	上ノ国町	クマ駆除	男	44才	負傷	
					S49	1974. 8. 16	網走	留辺蘂町	クマ駆除	男	46才	重傷	
					S49	1974. 11. 11	網走	斜里町	クマ狩猟	男	37才	死亡	
S50	2	0	2	2	S50	1975. 4. 8	渡島	長万部町	林内作業中	男	54才	負傷	
					S50	1975. 7. 1	十勝	浦幌町	林内作業中	女	40才	負傷	
S51	3	3	4	7	S51	1976. 6. 4	石狩	千歳市	山菜採り	男	56才	負傷	
					S51	1976. 6. 5				男	53才	負傷	
					S51	1976. 6. 9				男	58才	死亡	雌4才
					S51	1976. 6. 9				男	54才	死亡	
					S51	1976. 6. 9				男	26才	負傷	
S52	3	2	1	3	S51	1976. 12. 2	上川	下川町	林内作業	男	56才	死亡	雌12~3才
					S51	1977. 3. 31	空知	三笠市	林内作業	男	45才	負傷	雄6才
					S52	1977. 4. 7	網走	滝上町	林内作業	男	39才	負傷	4才位
S53	なし				S52	1977. 5. 27	檜山	大成町	山菜採り	男	55才	死亡	
					S52	1977. 9. 24	檜山	大成町	川釣り	男	36才	死亡	雌6才
S54	4	1	3	4	S53								
					S54	1979. 4. 26	宗谷	枝幸町	春グマ駆除	男	69才	重傷	雌
					S54	1979. 6. 14	上川	富良野市	山菜採り	男	38才	死亡	
					S54	1979. 9. 28	檜山	江差町	林内作業	男	79才	軽傷	
S55	1	0	1	1	S54	1980. 2. 25	網走	留辺蘂町	林内作業	男	50才	重傷	雌6~7才
					S55	1980. 10. 27	根室	羅臼町	クマ駆除	男	57才	重傷	雌
S56	2	0	2	2	S56	1981. 5. 15	胆振	穂別町	山菜採り	男	45才	負傷	雌
					S56	1981. 8. 18	日高	えりも町	クマ駆除	男	38才	負傷	雌
S57	なし				S57								
S58	3	0	3	3	S58	1983. 5. 19	網走	置戸町	測量作業	男	34才	重傷	雄5才
					S58	1983. 6. 4	後志	島牧村	山菜採り	男	48才	重傷	
					S58	1983. 7. 11	渡島	八雲町	土木工事	男	37才	負傷	
S59	1	0	1	1	S59	1984. 8. 30	十勝	広尾町	林内作業	男	49才	軽傷	雌
					S60	1985. 4. 22	根室	羅臼町	春グマ駆除	男	62才	死亡	
S60	2	1	1	2	S60	1985. 7. 16	渡島	福島町	農作業	女	59才	負傷	
					S61	1986. 8. 30	網走	斜里町	漁場巡視	男	59才	負傷	雌
S62	なし				S62								
S63	1	0	1	1	S63	1988. 7. 6	網走	生田原町	林内作業	男	44才	軽傷	

ヒグマによる人身事故(昭和37年以降)

資料7-2

年度	件数	死者	負傷者	計	年度	発生年月日	振興局	市町村	作業目的	性別	年齢	被害程度	加害個体
H元	3	0	3	3	H1	1989. 11. 15	十勝	広尾町	シカ狩猟	男	51才	重傷	雌5~6才
					H1	1989. 11. 25	釧路	弟子屈町	シカ狩猟	男	40才	重傷	雌
					H1	1990. 3. 7	空知	芦別市	林内作業	男	52才	軽傷	
H2	3	2	1	3	H2	1990. 9. 21	渡島	森町	山菜採り	男	75才	死亡	雄7才
					H2	1990. 10. 21	檜山	上ノ国町	生け花用木採取	男	85才	死亡	
					H2	1990. 10. 29	網走	紋別市	クマ狩猟	男	54才	負傷	
H3	1	0	1	1	H3	1991. 5. 12	檜山	上ノ国町	山菜採り	男	58才	負傷	
H4	1	0	1	1	H4	1992. 11. 17	網走	遠軽町	林内作業	男	54才	負傷	3~4才位
H5	1	0	1	1	H5	1993. 10. 2	渡島	上磯町	狩猟	男	77才	負傷	
H6	1	0	1	1	H6	1995. 2. 13	網走	紋別市	林内作業	男	51才	負傷	4~5才位
H7	なし				H7								
H8	1	0	1	1	H8	1996. 6. 2	網走	紋別市	山菜採り	男	60才	重傷	子連れ
H9	1	0	1	1	H9	1997. 8. 24	網走	滝上町	クマ駆除	男	66才	重傷	7才
H10	2	0	2	2	H10	1998. 11. 23	十勝	新得町	シカ狩猟	男	51才	負傷	雌
					H10	1998. 11. 23	釧路	白糠町	シカ狩猟	男	44才	負傷	雄7~8才
H11	4	1	5	6	H11	1999. 5. 8	渡島	木古内町	川釣り	男	47才	死亡	同一個体：雄2才垂成獣
					H11	1999. 5. 11	渡島	木古内町	山菜採り	女	39才	負傷	
					H11				女	50才	負傷		
					H11	1999. 10. 10	胆振	登別市	山菜採り	男	31才	軽傷	当歳の可能性
					H11	1999. 10. 31	釧路	音別町	クマ狩猟	男	64才	重傷	雄3才
					H11	1999. 12. 19	網走	紋別市	クマ狩猟	男	58才	軽傷	雄6才
H12	2	1	1	2	H12	2000. 11. 1	釧路	白糠町	シカ狩猟	男	60才	重傷	雌4~5才
					H12	2000. 11. 12	日高	平取町	シカ狩猟	男	73才	死亡	
H13	4	3	1	4	H13	2001. 4. 18	釧路	白糠町	山菜採り	女	42才	死亡	親子(推測)、逃走
					H13	2001. 4. 30	留萌	遠別町	山菜採り	男	70才	重傷	親子(仔明け2歳2頭)
					H13	2001. 5. 7	石狩	札幌市	山菜採り	男	53才	死亡	雄8~10才
					H13	2001. 5. 10	日高	門別町	クマ駆除	男	81才	死亡	成獣
H14	1	0	1	1	H14	2002. 8. 26	上川	南富良野町	被害畑点検	男	78才	軽傷	成獣
H15	1	0	1	1	H15	2003. 11. 14	胆振	苫小牧市	クマ駆除	男	64才	軽傷	オス垂成獣の可能性
H16	1	0	2	2	H16	2004. 11. 26	日高	新冠町	クマ駆除	男	67才	重傷	雌6才(仔1頭連れ)
					H16	2004. 11. 26				男	65才	軽傷	
H17	2	1	2	3	H17	2005. 9. 24	釧路	白糠町	キノコ採り	男	74才	死亡	親子
					H17	2005. 10. 4	胆振	穂別町	狩猟中	男	58才	重傷	雌
					H17					男	71才	軽傷	
H18	4	3	2	5	H18	2006. 6. 16	日高	新ひだか町	山菜採り	男	53才	死亡	不明
					H18	2006. 10. 1	日高	浦河町	キノコ採り	男	78才	重傷	体長150cm
					H18	2006. 10. 14	釧路	浜中町	クマ狩猟	男	62才	死亡	オス10才程度
					H18					男	59才	死亡	体重200kg
					H18	2006. 10. 28	空知	新十津川町	キノコ採り	男	62才	重傷	不明(小型)
H19	3	0	3	3	H19	2007. 8. 8	日高	様似町	クマ駆除	男	68才	重傷	不明
					H19	2007. 10. 4	渡島	北斗市	キノコ採り	男	60才	軽傷	小型
					H19	2007. 10. 13	上川	士別市	クマ駆除	男	52才	重傷	不明
H20	3	3	0	3	H20	2008. 4. 6	渡島	北斗市	山菜採り	男	50才	死亡	オス3才程度 体重70kg
					H20	2008. 7. 30	渡島	松前町	クマ駆除	男	67才	死亡	不明
					H20	2008. 9. 18	根室	標津町	釣(魚採り)	男	58才	死亡	オス捕獲

ヒグマによる人身事故(昭和37年以降)

資料7-2

年度	件数	死者	負傷者	計	年度	発生年月日	振興局	市町村	作業目的	性別	年齢	被害程度	加害個体				
H21	2	0	2	2	H21	2009.9.8	日高	新ひだか	クマ駆除	男	71才	重傷	オス捕獲				
					H21	2009.10.30	留萌	苫前町	散歩	男	66才	重傷	逃走				
H22	3	2	1	3	H22	2010.5.22	胆振	むかわ町	山菜採り	男	73才	死亡	不明				
					H22	2010.6.5	十勝	帯広市	山菜採り	女	66才	死亡	親子 逃走				
					H22	2010.12.5	上川	上川町	シカ狩猟中	男	60才	重傷	オス捕獲				
H23	2	1	2	3	H23	2011.4.12	檜山	上ノ国町	山菜採り	男	63才	死亡	不明				
					H23	2011.8.24	林-ツ	遠軽町	駆除	男	61才	軽傷	メス6歳捕獲				
										男	61才	重傷					
H24	2	0	2	2	H24	2012.9.30	渡島	八雲町	クマ駆除	男	73才	軽傷	オス3歳 捕獲				
					H24	2012.10.27	十勝	足寄町	クマ狩猟	男	66才	軽傷					
H25	4	1	3	4	H25	2013.4.16	檜山	せたな町	山菜採り	女	52才	死亡					
					H25	2013.4.29	日高	新ひだか町	山菜採り	男	53才	重傷					
					H25	2013.9.24	渡島	函館市	山菜採り	男	63才	軽傷	親子				
					H25	2013.10.14	渡島	福島町	シカ狩猟	男	58才	重傷	その場で捕獲				
H26	5	1	4	5	H26	2014.4.4	檜山	せたな町	山菜採り	女	45才	重傷	オス (H25.4.16と同一個体)				
					H26	2014.9.30	林-ツ	滝上町	散歩	男	76才	重傷					
					H26	2014.10.11	石狩	千歳市	キノコ採り	男	59才	重傷					
					H26	2015.1.26	釧路	標茶町	林内作業	男	64才	死亡					
					H26	2015.2.2	釧路	厚岸町	林内作業	男	74才	重傷					
H27	なし																
H28	1	0	1	1	H28	2016.10.6	釧路	厚岸町	林内作業	男	40才	重傷	前掌幅約20cm				
H29	4	1	3	4	H29	2017.4.16	釧路	標茶町	山菜採り	男	54才	重傷	親子				
					H29	2017.10.3	釧路	白糠町	キノコ採り	男	73才	死亡					
					H29	2017.10.6	釧路	白糠町	シカ狩猟	男	60才	負傷					
					H29	2017.10.9	林-ツ	斜里町	クマ駆除	男	70才	負傷					
H30	3	0	2	2	H30	2018.4.20	渡島	函館市	山菜採り	男	66才	軽傷	親子				
					H30	2018.4.29	根室	中標津町	山菜採り	男	70才	軽傷	親子(子2頭)				
					H30	2018.10.11	渡島	八雲町	キノコ採り	男	58才	負傷					
H31	3	0	3	3	H31	2019.4.16	林-ツ	斜里町	クマ駆除	男	74歳	負傷					
R1					2019.7.11	十勝	中札内村	登山	男	65歳	軽傷	高山の山頂付近					
R1					2019.7.29	十勝	中札内村	登山	男	47歳	軽傷	前と同一付近					
R2	3	1	2	3	R2	2020.5.8	林-ツ	滝上町	山菜採り	男	62歳	軽傷					
					R2	2020.5.15	後志	古平町	山菜採り	男	71歳	死亡	不明 ヒグマによる可能性が極めて高い				
					R2	2020.8.24	上川	士別市	クマ駆除	男	69歳	重傷					
R3	8	4	8	12	R3	2021.4.10	釧路	厚岸町	山菜採り	男	60歳	死亡	親子?				
					R3	2021.4.27	上川	富良野市	クマ駆除	男	48歳	負傷	親子(子2頭)				
					R3	2021.6.18	石狩	札幌市	R3	2021.6.14	釧路	厚岸町	林内作業	男	67歳	負傷	不明
									R3	ゴミ出し	男	75歳	軽傷	札幌市東区に出没			
									R3	ゴミ出し	女	80代	負傷				
									R3	歩行中	男	40代	重傷				
					R3	2021.7.2	渡島	福島町	農作業	女	43歳	負傷					
					R3	2021.7.2	渡島	福島町	農作業	女	77歳	死亡	オス (DNAによる) ヒグマによる可能性が極めて高い				
					R3	2021.7.12	林-ツ	滝上町	ハイキング	女	69歳	死亡	メス (DNAによる) ヒグマによる可能性が極めて高い				
					R3	2021.8.7	林-ツ	津別町	農作業	女	66歳	負傷	不明				
女	39歳	負傷															
R3	2021.11.24	空知	夕張市	狩猟	男	53歳	死亡	オス (DNAによる) ヒグマによる可能性が極めて高い									

件数	死者	負傷者	死傷者
145	57	104	161

ヒグマ捕獲数・被害の状況 (S37~R3)

資料7-3

令和3年12月23日現在

年度	捕獲頭数			人身被害(人)									家畜被害(頭)	農業被害(百万円)
	狩猟	許可捕獲等	計	死亡			負傷			計				
				山菜又はキノコ採り	狩猟者		山菜又はキノコ採り	狩猟者		山菜又はキノコ採り	狩猟者			
S37	458	410	868	3	(0)	(3)	4	(0)	(1)	7	(0)	(4)	749	15
S38	121	260	381	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	2	(0)	(0)	317	8
S39	411	383	794	5	(0)	(2)	3	(0)	(2)	8	(0)	(4)	590	19
S40	157	354	511	3	(0)	(2)	4	(0)	(2)	7	(0)	(4)	962	24
S41	194	325	519	0	(0)	(0)	2	(0)	(1)	2	(0)	(1)	347	5
S42	160	319	479	1	(0)	(0)	1	(0)	(1)	2	(0)	(1)	227	4
S43	137	357	494	2	(0)	(1)	1	(0)	(1)	3	(0)	(2)	171	5
S44	179	344	523	2	(1)	(0)	0	(0)	(0)	2	(1)	(0)	107	5
S45	138	500	638	4	(0)	(1)	1	(0)	(0)	5	(0)	(1)	89	8
S46	184	451	635	1	(0)	(1)	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	93	21
S47	136	225	361	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	49	18
S48	112	351	463	2	(1)	(0)	1	(0)	(1)	3	(1)	(1)	19	19
S49	196	453	649	1	(0)	(1)	2	(0)	(2)	3	(0)	(3)	61	33
S50	123	265	388	0	(0)	(0)	2	(0)	(0)	2	(0)	(0)	21	28
S51	109	255	364	3	(2)	(0)	4	(2)	(0)	7	(4)	(0)	7	23
S52	74	335	409	2	(1)	(0)	1	(0)	(0)	3	(1)	(0)	25	33
S53	84	312	396	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	12	26
S54	142	295	437	1	(1)	(0)	3	(0)	(1)	4	(1)	(1)	39	31
S55	128	280	408	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	14	33
S56	103	267	370	0	(0)	(0)	2	(1)	(1)	2	(1)	(1)	13	43
S57	155	264	419	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	9	40
S58	167	231	398	0	(0)	(0)	3	(1)	(0)	3	(1)	(0)	7	62
S59	89	226	315	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	2	52
S60	97	180	277	1	(0)	(1)	1	(0)	(0)	2	(0)	(1)	15	39
S61	156	289	445	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	16	56
S62	78	139	217	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	5	65
S63	146	143	289	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	4	60
H1	76	108	184	0	(0)	(0)	3	(0)	(2)	3	(0)	(2)	3	58
H2	132	89	221	2	(1)	(0)	1	(0)	(1)	3	(1)	(1)	12	69
H3	173	94	267	0	(0)	(0)	1	(1)	(0)	1	(1)	(0)	5	80
H4	98	124	222	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	5	69
H5	118	169	287	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	14	93
H6	72	105	177	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	2	85
H7	111	122	233	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	9	96
H8	126	210	336	0	(0)	(0)	1	(1)	(0)	1	(1)	(0)	9	94
H9	94	112	206	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	9	105
H10	141	158	299	0	(0)	(0)	2	(0)	(2)	2	(0)	(2)	9	105
H11	132	207	339	1	(0)	(0)	5	(3)	(2)	6	(3)	(2)	2	88
H12	119	184	303	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	2	(0)	(2)	2	78
H13	154	310	464	3	(2)	(1)	1	(1)	(0)	4	(3)	(1)	10	124
H14	109	189	298	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	40	109
H15	95	306	401	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	17	102
H16	55	299	354	0	(0)	(0)	2	(0)	(2)	2	(0)	(2)	14	134
H17	140	447	587	1	(1)	(0)	2	(0)	(2)	3	(1)	(2)	13	156
H18	91	339	430	3	(1)	(2)	2	(2)	(0)	5	(3)	(2)	2	143
H19	61	375	436	0	(0)	(0)	3	(1)	(2)	3	(1)	(2)	4	138
H20	61	365	426	3	(1)	(1)	0	(0)	(0)	3	(1)	(1)	2	143
H21	82	567	649	0	(0)	(0)	2	(0)	(1)	2	(0)	(1)	24	170
H22	68	493	561	2	(2)	(0)	1	(0)	(1)	3	(2)	(1)	3	190
H23	138	688	826	1	(1)	(0)	2	(0)	(2)	3	(1)	(2)	5	160
H24	77	622	699	0	(0)	(0)	2	(0)	(2)	2	(0)	(2)	4	116
H25	51	581	632	1	(1)	(0)	3	(2)	(1)	4	(3)	(1)	0	93
H26	81	596	677	1	(0)	(0)	4	(2)	(0)	5	(2)	(0)	1	128
H27	78	660	738	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	169
H28	70	615	685	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	2	185
H29	70	781	851	1	(1)	(0)	3	(1)	(1)	4	(2)	(1)	0	198
H30	39	879	918	0	(0)	(0)	3	(3)	(0)	3	(3)	(0)	4	228
R1	31	791	822	0	(0)	(0)	3	(0)	(1)	3	(0)	(1)	28	223
R2	39	891	930	1	(1)	(0)	2	(1)	(1)	3	(2)	(1)	7	249
R3				4	(1)	(1)	8	(0)	(1)	12	(1)	(2)		

注：年度によっては、上記捕獲頭数は「鳥獣関係統計(北海道版)」の捕獲数と一致しない。これは、本資料においては、環境大臣の許可による捕獲や警察官職務執行法による捕獲頭数を含み、学術捕獲は含まないこと、また、統計公表後に頭数の修正を反映していることなどの理由による。